

IEC 62368-1 第1版 — IEC 60950-1 第2版 对比表

Ver.1.00

2011年(平成23年)7月
(一社)電子情報技術産業協会
ITE安全技術専門委員会

まえがき

AV/IT/コミュニケーション機器を対象としたIEC 62368-1第1版が2010年に発行された。この規格はIT/コミュニケーション機器用の規格 IEC 60950-1とAV機器用の規格 IEC 60065の内容を一部包含しているが、安全に対するアプローチが異なっており、その内容は大きく異なる。

そこでITE安全技術専門委員会として本対比表を作成した。この対比表は、IEC 62368-1第1版(Corrigendum1を含む)の項目ごとにIEC 60950-1第2版(Amendment1を含む)との違いをまとめ、簡単な説明を加えたものである。IEC 60950-1第2版を理解している設計者、安全規格技術者がIEC 62368-1第1版を適用して製品を設計、評価する際に留意すべき要求事項の相違内容を容易に理解するための助けとして使用されることを意図した。

本表の見方

1. 本表の項番及び項目名は、IEC 62368-1第1版、及びIEC 60950-1第2版の項番、項目名を示す。
2. 本表で使用している記号は、以下の意味を表し相違の欄に記載している。
 - ＝：技術的内容は同等
 - △：技術上の差異あり
 - ：新規追加された要求事項
 - －：項目名のみ又は項の説明文のみ
3. 注記の欄にIEC 62368-1第1版とIEC 60950-1第2版の相違の概要を記載している。

対 比 表 作 成 メ ン バ ー

ITE安全技術専門委員会

編集リーダー	加来 政雄	富士通(株)			
	大久保 昭典	(株)東芝	佐藤 幸一	日本アイ・ビー・エム(株)	
	小島 弘文	ソニー(株)	佐藤 明	日本ヒューレット・パッカー(株)	
	太田 充男	(株)日立製作所	渡 義徳	日本電気(株)	
	葺塚 健夫	セイコーインスツル(株)	花口 登	パナソニック(株)	
	早瀬 誠	JVC・ケンウッド・ホールディングス(株)	茅島 紀男	パナソニック(株)	
	松山 卓	(株)リコー	重光 浩仁	パナソニック モバイルコミュニケーションズ(株)	
	熊谷 克也	セイコーエプソン(株)	篠田 竜一郎	富士ゼロックス(株) (H23.6月まで)	
	小川 玲一郎	JUKI(株)	橋本 尚人	富士ゼロックス(株) (H23.7月から)	
	広沢 繁	アルプス電気(株) (H22.7月まで)	桜井 秀人	三菱電機インフォメーションテクノロジー(株)	
	高橋 伸	アルプス電気(株) (H22.7月から)	加茂 一郎	ヤマハ(株)	
	内野 雅文	沖電気工業(株)	吉村 勝美	(一社)CIAJ(サクサ) (H23.5月まで)	
	山下 修司	カシオ計算機(株)	福井 雅章	(一社)CIAJ(アンリツネットワークス) (H23.5月から)	
	瀧澤 祐二	(株)ザクタテクノロジーコーポレーション	近藤 孝彦	(一財)JQA	
	大塚 泰平	シャープ(株)	篠田 恭	(一財)JQA	
事務局					
	白川 治	(一社)電子情報技術産業協会			
	三武 佳生	(一社)電子情報技術産業協会 (H23.4月から)			

(敬称略・順不同)

改訂履歴

改訂年月	Version	版及び項番	内容

0章 — この製品安全規格の原則

【凡例】
 = 技術的内容は同等
 △ 技術上の差異あり
 ○ 新規追加された要求事項
 - 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
0	Principles of this product safety	この製品安全規格の原則			○	HBSEコンセプトに基づく
0.1	Objective	目的			○	HBSEコンセプトに基づく
0.2	Persons	この規格で扱う人の種類			○	HBSEコンセプトに基づく
0.2.1	General	一般事項			○	HBSEコンセプトに基づく
0.2.2	Ordinary person	一般人			○	HBSEコンセプトに基づく
0.2.3	Instructed person	教育を受けた人			○	HBSEコンセプトに基づく
0.2.4	Skilled person	熟練者			○	HBSEコンセプトに基づく
0.3	Model for pain and injury	痛みと傷害をもたらすモデル			○	HBSEコンセプトに基づく
0.4	Energy sources	エネルギー源			○	HBSEコンセプトに基づく
0.5	Safeguards	セーフガード			○	HBSEコンセプトに基づく
0.5.1	General	一般事項			○	HBSEコンセプトに基づく
0.5.2	Equipment safeguard	機器セーフガード			○	HBSEコンセプトに基づく
0.5.3	Installation safeguard	設置セーフガード			○	HBSEコンセプトに基づく
0.5.4	Instructional safeguard	指示セーフガード			○	HBSEコンセプトに基づく
0.5.5	Personal safeguard	個人用セーフガード			○	HBSEコンセプトに基づく
0.5.6	Safeguards during ordinary or instructed person service conditions	一般人又は教育を受けた人によるサービス時のセーフガード			○	HBSEコンセプトに基づく
0.5.7	Equipment safeguards during skilled person service conditions	熟練者によるサービス時の機器セーフガード			○	HBSEコンセプトに基づく
0.5.8	Precautionary safeguard	予防セーフガード			○	HBSEコンセプトに基づく
0.5.9	Skill safeguard	スキルセーフガード			○	HBSEコンセプトに基づく
0.5.10	Examples of safeguard characteristics	セーフガード特性の例			○	HBSEコンセプトに基づく
0.6	Electrically-caused pain or injury (electric shock)	電氣的要因による痛み又は傷害(感電)			○	HBSEコンセプトに基づく
0.6.1	General	一般事項			○	HBSEコンセプトに基づく
0.6.2	Models for electrically-caused pain or injury	電氣的要因による痛み又は傷害のモデル			○	HBSEコンセプトに基づく
0.6.3	Models for protection against electrically-caused pain or injury	電氣的に引き起こされる痛みや傷害に対する保護のためのモデル			○	HBSEコンセプトに基づく
0.7	Electrically-caused fire	電気起因火災			○	HBSEコンセプトに基づく
0.7.1	General	一般事項			○	HBSEコンセプトに基づく
0.7.2	Models for electrically-caused fire	電気起因火災のモデル			○	HBSEコンセプトに基づく
0.7.3	Models for protection against electrically-caused fire	電気起因火災に対する保護のモデル			○	HBSEコンセプトに基づく
0.8	Chemically-caused injury	化学作用による傷害			○	HBSEコンセプトに基づく
0.9	Mechanically-caused injury	機械的的要因による傷害			○	HBSEコンセプトに基づく
0.10	Thermally-caused injury (skin burn)	熱的要因による傷害(皮膚の熱傷)			○	HBSEコンセプトに基づく
0.10.1	General	一般事項			○	HBSEコンセプトに基づく
0.10.2	Models for thermally-caused injury	熱的要因による傷害のモデル			○	HBSEコンセプトに基づく
0.10.3	Models for protection against thermally-caused pain or injury	熱的要因による痛み又は傷害に対する保護のためのモデル			○	HBSEコンセプトに基づく
0.11	Radiation-caused injury	放射要因による傷害			○	HBSEコンセプトに基づく

1章 適用範囲

【凡例】
= 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
— 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
1	Scope	適用範囲	1.1	適用範囲	△	IEC 60065対象カテゴリーが追加

2章 ー 引用規格

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
2	Normative references	引用規格	P	引用規格	△	追加、削除、年号変更

3章 用語、定義と略語

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
3	Terms, definitions and abbreviations	用語、定義と略語			＝	
3.1	General	一般事項	1.2	定義	＝	
3.2	Terms and abbreviations	用語と略語			＝	
3.2.1	Terms in alphabetical order	アルファベット順の用語			○	各危険毎に用語を新設し、また、危険レベルに応じて3段階に区分される。
3.2.2	Abbreviations in alphabetical order	アルファベット順の略語			＝	これまで本文中で正式名称が書かれていたが、本項に集約して収録された。
3.3	Terms and definitions	用語と定義	1.2	定義	△	追加、削除された用語がある。
3.3.1	Circuit terms	回路に関する用語			＝	
3.3.1.1	external circuit	外部回路			○	外部回路の定義が新設
3.3.1.2	mains	主電源	1.2.8.3	主電源供給	△	PS3である事を追記
3.3.2	Enclosure terms	エンクロージャに関する用語	1.2.6	エンクロージャ	＝	
3.3.2.1	electrical enclosure	電氣的エンクロージャ	1.2.6.4	電氣的エンクロージャ	△	IEV 195-06-13を変更
3.3.2.2	enclosure	エンクロージャ	1.2.6.1	エンクロージャ	△	IEV 195-02-35をそのまま引用し、意味合いは同じ
3.3.2.3	fire enclosure	防火用エンクロージャ	1.2.6.2	防火用エンクロージャ	△	表現は違うが意味合いは同じ。セーフガードとして記載
3.3.2.4	mechanical enclosure	機械的エンクロージャ	1.2.6.3	機械的エンクロージャ	△	表現は違うが意味合いは同じ。セーフガードとして記載
3.3.3	Equipment terms	機器に関する用語	1.2.3	機器の移動性	＝	
3.3.3.1	direct plug-in equipment	ダイレクトプラグイン機器	1.2.3.6	ダイレクトプラグイン機器	＝	表現は違うが意味合いは同じ
3.3.3.2	hand-held equipment	手持形機器	1.2.3.2	手持形機器	＝	
3.3.3.3	movable equipment	可動形機器	1.2.3.1	可動形機器	＝	Operator → Ordinary person に変更された
3.3.3.4	permanently connected equipment	恒久接続形機器	1.2.5.4	恒久接続形機器	＝	表現は違うが意味合いは同じ
3.3.3.5	pluggable equipment type A	タイプAプラグ接続形機器	1.2.5.1	タイプAプラグ接続形機器	＝	適用規格が明記された
3.3.3.6	pluggable equipment type B	タイプBプラグ接続形機器	1.2.5.2	タイプBプラグ接続形機器	＝	適用規格が明記された
3.3.3.7	stationary equipment	据置形機器	1.2.3.4	据置形機器	△	固定、恒久接続形機器追加
3.3.3.8	transportable equipment	可搬形機器	1.2.3.3	可搬形機器	＝	表現は違うが意味合いは同じ
3.3.4	Flammability terms	燃焼性に関する用語	1.2.12	燃焼性	＝	
3.3.4.1	combustible material	可燃性材料			○	可燃性材料が定義された
3.3.4.2	material flammability class	材料の燃焼性区分	1.2.12.1	材料の燃焼性区分	△	NOTEを削除
3.3.4.2.1	5VA class material	5VA材	1.2.12.5	5VA材	＝	
3.3.4.2.2	5VB class material	5VB材	1.2.12.6	5VB材	＝	
3.3.4.2.3	HB40 class material	HB40材	1.2.12.10	HB40材	＝	
3.3.4.2.4	HB75 class material	HB75材	1.2.12.11	HB75材	＝	
3.3.4.2.5	HBF class foamed material	HBF発泡材	1.2.12.9	HBF発泡材	＝	
3.3.4.2.6	HF-1 class foamed material	HF-1発泡材	1.2.12.7	HF-1発泡材	＝	
3.3.4.2.7	HF-2 class foamed material	HF-2発泡材	1.2.12.8	HF-2発泡材	＝	
3.3.4.2.8	V-0 class material	V-0材	1.2.12.2	V-0材	＝	
3.3.4.2.9	V-1 class material	V-1材	1.2.12.3	V-1材	＝	
3.3.4.2.10	V-2 class material	V-2材	1.2.12.4	V-2材	＝	
3.3.4.2.11	VTM-0 class material	VTM-0材	1.2.12.12	VTM-0材	＝	
3.3.4.2.12	VTM-1 class material	VTM-1材	1.2.12.13	VTM-1材	＝	
3.3.4.2.13	VTM-2 class material	VTM-2材	1.2.12.14	VTM-2材	＝	
3.3.5	Insulation	絶縁	1.2.9	絶縁	＝	
3.3.5.1	basic insulation	基礎絶縁	1.2.9.2	基礎絶縁	△	IEV 195-06-06を変更
3.3.5.2	double insulation	二重絶縁	1.2.9.4	二重絶縁	△	IEV 195-06-08をそのまま引用し、意味合いは同じ
3.3.5.3	functional insulation	機能絶縁	1.2.9.1	機能絶縁	＝	表現は違うが意味合いは同じ
3.3.5.4	reinforced insulation	強化絶縁	1.2.9.5	強化絶縁	＝	NOTEを削除
3.3.5.5	solid insulation	固体絶縁	1.2.10.4	固体絶縁	△	IEC 60664-1:2007, 3.4項を変更

3章 用語、定義と略語

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
3.3.5.6	supplementary insulation	付加絶縁	1.2.9.3	付加絶縁	△	IEV 195-06-07を変更
3.3.6	Miscellaneous	その他			－	
3.3.6.1	accessible	アクセス可能な			○	アクセスの状態を定義
3.3.6.2	cheesecloth	チーズクロス	1.2.13.15	チーズクロス	＝	NOTEを追加
3.3.6.3	disconnect device	遮断デバイス			○	遮断デバイスを定義
3.3.6.4	non-detachable power supply cord	非着脱式電源コード	1.2.5.6	非着脱式電源コード	＝	表現は違うが意味合いは同じ
3.3.6.5	pollution degree	汚損度			○	汚損度を定義
3.3.6.6	restricted access area	アクセス制限エリア			○	アクセス制限エリアを定義
3.3.6.7	routine test	ルーチン試験	1.2.13.3	ルーチン試験	＝	IEC 60664-1:2007, 3.19.2項をそのまま引用
3.3.6.8	sampling test	抜取試験	1.2.13.2	抜取試験	＝	IEC 60664-1:2007, 3.19.3項をそのまま引用
3.3.6.9	tool	工具	1.2.7.4	工具	＝	NOTEを追加
3.3.6.10	touch current	接触電流	1.2.13.12	タッチカレント	＝	表現は違うが意味合いは同じ
3.3.6.11	type test	形式試験	1.2.13.1	型式試験	＝	
3.3.6.12	wrapping tissue	包装用ティッシュ	1.2.13.16	包装用ティッシュ	△	ISO 4046-4:2002, definition 4.215項を変更
3.3.7	Operating and fault conditions	動作及び故障状態			－	
3.3.7.1	abnormal operating condition	異常動作状態			○	異常動作状態を定義
3.3.7.2	intermittent operation	間欠動作			○	間欠動作を定義
3.3.7.3	non-clipped output power	ノンクリップ出力電力			○	ノンクリップ出力電力を定義
3.3.7.4	normal operating condition	通常動作状態			○	通常動作状態を定義
3.3.7.5	overload condition	過負荷状態			○	過負荷状態を定義
3.3.7.6	peak response frequency	ピーク応答周波数			○	ピーク応答周波数を定義
3.3.7.7	rated load impedance	定格負荷インピーダンス			○	定格負荷インピーダンスを定義
3.3.7.8	reasonably foreseeable misuse	合理的に予見可能な誤使用			○	合理的な予見可能な誤使用を定義
3.3.7.9	short-time operation	短時間動作			○	短時間動作を定義
3.3.7.10	single fault condition	単一故障状態			○	単一故障状態を定義
3.3.8	Persons	この規格で扱う人の種類			－	IEC60950-1には、SERVICE PERSON と USERの定義のみ
3.3.8.1	instructed person	教育を受けた人			○	IEV 826-18-02 の変更
3.3.8.2	ordinary person	一般人	1.2.13.6	使用者	△	IEV 826-18-03 の引用
3.3.8.3	skilled person	熟練者			○	IEV 826-18-01 の変更
3.3.9	Potential ignition sources	潜在的発火源			－	
3.3.9.1	potential ignition source PIS	潜在的発火源(PIS)			○	IEC60065 7th 2.8.11 から引用
3.3.9.2	arcing PIS	アーク性PIS			○	IEC60065 7th 2.8.11 から引用
3.3.9.3	resistive PIS	抵抗性PIS			○	
3.3.10	Ratings	定格	1.2.1	機器の電気定格	－	
3.3.10.1	rated current	定格電流	1.2.1.3	定格電流	＝	
3.3.10.2	rated frequency	定格周波数	1.2.1.4	定格周波数	＝	
3.3.10.3	rated power	定格電力			○	
3.3.10.4	rated voltage	定格電圧	1.2.1.1	定格電圧	＝	
3.3.10.5	rated voltage range	定格電圧範囲	1.2.1.2	定格電圧範囲	＝	
3.3.10.6	protective current rating	保護電流定格	1.2.13.17	保護電流定格	＝	
3.3.11	Safeguards	セーフガード			－	
3.3.11.1	basic safeguard	基礎セーフガード			○	通常動作状態と異常動作状態の下で、機器に存在するエネルギー源が、痛みや怪我を引き起こすことができる時はいつでも、保護を与えるセーフガード。
3.3.11.2	double safeguard	二重セーフガード			○	基礎セーフガードと付加セーフガードからなるセーフガード

3章 用語、定義と略語

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
3.3.11.3	equipment safeguard	機器セーフガード			○	物理的に機器の一部であるセーフガード
3.3.11.4	installation safeguard	設置セーフガード			○	物理的に人工的な設備の一部であるセーフガード
3.3.11.5	instructional safeguard	指示セーフガード			○	クラス2又はクラス3エネルギー源への、接触又は暴露を避けるために、指定された行動を実施させる指示
3.3.11.6	personal safeguard	個人用セーフガード			○	人体上に備えている個人的な保護具
3.3.11.7	precautionary safeguard	予防セーフガード			○	熟練者による監督や指示に基づき、クラス2エネルギー源の接触を避け、又は暴露しないための教育を受けた人の行動。
3.3.11.8	protective bonding conductor	保護ボンディング導体	1.2.13.11	保護ボンディング導体	=	
3.3.11.9	protective conductor	保護導体			○	保護導体＝保護ボンディング導体＋保護接地導体 IEV 195-02-09 から引用
3.3.11.10	protective earthing conductor	保護接地導体	1.2.13.10	保護接地導体	=	
3.3.11.11	reinforced safeguard	強化セーフガード			○	
3.3.11.12	safeguard	セーフガード			○	
3.3.11.13	safety interlock	安全インタロック	1.2.7.6	セーフティインターロック	=	表現は異なるが、意味合いは同じ エネルギー源を低いクラスに変化させる手段と表現
3.3.11.14	skill safeguard	スキルセーフガード			○	
3.3.11.15	supplementary safeguard	付加セーフガード			○	
3.3.12	Spacings	スペーシング			－	
3.3.12.1	clearance	空間距離	1.2.10.1	空間距離	=	
3.3.12.2	creepage distance	沿面距離	3.3	沿面距離	=	
3.3.13	Temperatures and controls	温度及びコントロール			－	
3.3.13.1	highest charging temperature	最高充電温度			○	
3.3.13.2	lowest charging temperature	最低充電温度			○	
3.3.13.3	temperature limiter	温度制限器	1.2.11.2	温度制限器	=	表現は違うが意味合いは同じ
3.3.13.4	thermal cut-off	サーマルカットオフ	1.2.11.3	温度過昇防止器	=	表現は違うが意味合いは同じ
3.3.13.5	thermostat	サーモスタット	1.2.11.1	サーモスタット	=	表現は違うが意味合いは同じ
3.3.14	Voltages and currents	電圧と電流			－	
3.3.14.1	d.c. voltage	直流電圧	1.2.13.4	直流電圧	=	
3.3.14.2	mains transient voltage	主電源過渡電圧	1.2.9.10	主電源過渡電圧	=	MAINS SUPPLY→mains
3.3.14.3	maximum charging current	最大充電電流			○	
3.3.14.4	peak working voltage	ピーク動作電圧	1.2.9.8	ピーク動作電圧	=	以下削除されている Where peak-to-peak ripple exceeds 10 % of the average value, the requirements related to peak or a.c. voltages are applicable. NOTE For the purpose of determining PEAK WORKING VOLTAGES, the rules of 2.10.2.3 apply, and where relevant
3.3.14.5	prospective touch voltage	予想接触電圧			○	
3.3.14.6	protective conductor current	保護導体電流			○	
3.3.14.7	required withstand voltage	要求耐電圧	1.2.9.9	要求耐電圧	=	
3.3.14.8	r.m.s. working voltage	実効値動作電圧	1.2.9.7	実効値動作電圧	=	d.c. componentをNOTE 1に記載。 NOTE 2を追加。
3.3.14.9	upper limit charging voltage	上限充電電圧			○	
3.3.14.10	working voltage	動作電圧	1.2.9.6	動作電圧	△	IEC 60664-1:2007, 3.5項を変更
3.3.15	Classes of equipment with respect to protection from electric shock	感電からの保護に関する機器のクラス			－	

3章 用語, 定義と略語

【凡例】
= 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
— 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
3.3.15.1	class I equipment	クラスI機器	1.2.4.1	クラス I 機器	△	supplementary safeguardの条件が追加
3.3.15.2	class II construction	クラスII構造			○	
3.3.15.3	class II equipment	クラスII機器	1.2.4.2	クラス II 機器	△	supplementary safeguardの条件が追加
3.3.15.4	class III equipment	クラスIII機器	1.2.4.3	クラスIII機器	△	電気エネルギー(ES)で規定
3.3.16	Chemical terms	化学物質に関する用語			—	
3.3.16.1	consumable material	消耗品			○	
3.3.16.2	explosion	爆発			○	
3.3.16.3	explosive	爆発性(物質)			○	
3.3.16.4	hazardous chemical	危険な化学物質			○	
3.3.16.5	personal protective equipment PPE	個人用防護具(PPE)			○	

4章 一般要求事項

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
4	General requirements	一般要求事項			＝	
4.1	General	一般事項			＝	
4.1.1	Application of requirements and acceptance of materials, components and subassemblies	材料、コンポーネントと部分組立品の要求事項の採用に関する適用			○	IEC 60950-1又はIEC 60065に適合するコンポーネント及び部分組立品は、最終製品でそのコンポーネント又は部分組立品の適切な使用を検討することを除いて、更なる評価なしにこの規格でカバーする機器の一部となることが認められる。
4.1.2	Use of components	コンポーネントの使用	1.5.1	一般要求	＝	1.5.1と1.5.2が統合された。
4.1.3	Equipment design and construction	機器の設計及び構造	1.5.2	コンポーネントの評価及び試験		
4.1.4	Equipment installation	機器の設置	1.3.2	機器の設計及び構造	△	要求内容はほぼ同じ。ただし、細かな条件が追加された。
4.1.5	Constructions not specifically covered	明確に規定していない構造	1.3.4	明確に規定していない構造	＝	この規格に従った機器の評価は、適切な設置、再配置、サービス、操作に関しては、メーカの指示を考慮に入れるものとする。
4.1.6	Orientation during transport and use	輸送時及び使用時の置き方	1.3.6	輸送時及び使用時の置き方	＝	
4.1.7	Choice of criteria	基準の選択	1.3.7	基準の選択	＝	
4.1.8	Conductive liquids	導電性をもつ液体	1.3.9	導電性をもつ液体	＝	
4.1.9	Electrical measuring instruments	電気計測機器	1.4.7	電気計測器	＝	
4.1.10	Temperature measurements	温度測定	1.4.12.1	温度測定条件	△	温度測定の考え方
4.1.11	Steady state conditions	定常状態			○	温度上昇安定の定義(B.1.7に詳細あり)
4.1.12	Hierarchy of safeguards	セーフガードの階層			○	safeguardの階層を記載している
4.1.13	Examples mentioned in the standard	この規格に言及された例			○	Exampleの考え方
4.1.14	Tests on parts or samples separate from the end-product	最終製品から外した部分又はサンプルの試験			○	パーツの試験に対する注意
4.1.15	Markings and instructions	表示と説明書	1.7	表示及び取扱説明書	△	表示要求は附属書Fに集約
4.2	Energy source classifications	エネルギー源の分類			－	エネルギー源の定義
4.2.1	Class 1 energy source	クラス1エネルギー源			○	クラス1エネルギーの定義
4.2.2	Class 2 energy source	クラス2エネルギー源			○	クラス2エネルギーの定義
4.2.3	Class 3 energy source	クラス3エネルギー源			○	クラス3エネルギー源の定義
4.2.4	Energy source classification by	宣言によるエネルギー源の分類			○	製造者が高いエネルギーで宣言する事が出来る
4.3	Protection against energy sources	エネルギー源に対する保護			－	
4.3.1	General	一般事項			○	4.3章の対象を特定
4.3.2	Safeguards for protection of an ordinary person	一般人の保護のためのセーフガード			－	
4.3.2.1	Safeguards between a class 1 energy source and an ordinary person	クラス1エネルギー源と一般人とのセーフガード			○	定義付け
4.3.2.2	Safeguards between a class 2 energy source and an ordinary person	クラス2エネルギー源と一般人とのセーフガード			○	定義付け
4.3.2.3	Safeguards between a class 2 energy source and an ordinary person during ordinary person servicing conditions	一般人がサービス時における、クラス2エネルギー源とのセーフガード			○	定義付け
4.3.2.4	Safeguards between a class 3 energy source and an ordinary person	クラス3エネルギー源と一般人とのセーフガード			○	定義付け
4.3.3	Protection of an instructed person	教育を受けた人に対する保護			－	
4.3.3.1	Safeguards between a class 1 energy source and an instructed person	クラス1エネルギー源と教育を受けた人の間のセーフガード			○	定義付け

4章 一般要求事項

【凡例】	
＝	技術的内容は同等
△	技術上の差異あり
○	新規追加された要求事項
－	項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
4.3.3.2	Safeguards between a class 2 energy source and an instructed person	クラス2エネルギー源と教育を受けた人の間のセーフガード			○	定義付け
4.3.3.3	Safeguards between a class 3 energy source and an instructed person	クラス3エネルギー源と教育を受けた人の間のセーフガード			○	定義付け
4.3.4	Protection of a skilled person	熟練者の保護			－	
4.3.4.1	Safeguards between a class 1 energy source and a skilled person	クラス1エネルギー源と熟練者の間のセーフガード			○	定義付け
4.3.4.2	Safeguards between a class 2 energy source and a skilled person	クラス2エネルギー源と熟練者の間のセーフガード			○	定義付け
4.3.4.3	Safeguards between a class 3 energy source and a skilled person	クラス3エネルギー源と熟練者の間のセーフガード			○	定義付け
4.3.4.4	Safeguards between class 3 energy sources and a skilled person during equipment servicing conditions	クラス3エネルギー源と保守作業時の熟練者の間のセーフガード			○	定義付け
4.3.5	Safeguards in a restricted access area	アクセス制限エリア内のセーフガード			○	定義付け
4.4	Safeguards	セーフガード			－	
4.4.1	General	一般事項			○	
4.4.2	Equivalent materials or components	等価的材料又はコンポーネント			○	材料又は、コンポーネントのグレード選択について。
4.4.3	Composition of a safeguard	セーフガードの構成			○	
4.4.4	Accessible parts of a safeguard	セーフガードのアクセス可能部分			－	
4.4.4.1	General	一般事項			○	基礎と付加が交換可能な旨は、60950-1、CL2.9.3に有り。
4.4.4.2	Accessible parts of a basic safeguard	基礎セーフガードのアクセス可能部分			○	定義付け
4.4.4.3	Accessible parts of supplementary and reinforced safeguards	付加および強化セーフガードのアクセス可能部分			○	定義付け
4.4.5	Safeguard robustness	セーフガードの頑丈さ			○	定義付け
4.4.6	Air comprising a safeguard	空間によるセーフガード			○	定義付け
4.5	Explosion	爆発			－	
4.5.1	General	一般事項			○	定義付け
4.5.2	Requirements	要求事項			○	定義付け
4.5.3	Compliance	適合性			○	定義付け

5章 電気的要因による傷害

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
5	Electrically-caused injury	電気的要因による傷害			－	
5.1	General	一般事項			○	
5.2	Classification and limit of electrical energy sources	電気エネルギー源の分類と限度値			－	
5.2.1	Electrical energy source classifications	電気エネルギー源の分類			－	
5.2.1.1	ES1	ES1	2.2.1	SELV回路一般要求事項	△	異常動作状態が追加
5.2.1.2	ES2	ES2	2.2.1	SELV回路一般要求事項	○	教育を受けた人がアクセスできるという概念が新規 異常動作状態が追加 異常動作状態が追加 ES2という概念が新規
5.2.1.3	ES3	ES3	1.2.8.6 1.2.8.10	危険電圧 危険エネルギーレベル	△	異常動作状態が追加
5.2.2	ES1,ES2 and ES3 limits	ES1、ES2、及びES3の限度値			－	
5.2.2.1	General	一般事項	2.2 2.4	SELV回路 制限電流回路	△	ES1については同等、ES2については新規
5.2.2.2	Steady-state Voltage and current limits	定常状態の電圧及び電流の限度値	2.2 2.4	SELV回路 制限電流回路	△	ES1については同等、ES2については新規 中、高周波数、電圧及び電流の電気的エネルギー源のクラスについては新規
5.2.2.3	Capacitance limits	静電容量の限度値	2.1.1.5 1.2.8.10	エネルギーによる危険 危険エネルギーレベル	○	表の数値は新規
5.2.2.4	Single pulse limits	単一パルスの限度値	2.2.3	故障状態での電圧	△	表の数値は新規、単一パルスの項目が新規
5.2.2.5	Limits for repetitive pulses	反復的パルスの限度値	2.2.3	故障状態での電圧	△	電流値の規制が新規
5.2.2.6	Ringing signals	呼出信号	2.3.1	TNV回路限度値	＝	TNV2及びTNV-3回路
5.2.2.7	Audio signals	オーディオ信号	2.1.1.9	情報技術機器内の音響増幅器	＝	60065 9.1.1
5.3	Protection against electrical energy sources	電気的エネルギー源に対する保護			－	
5.3.1	General	一般事項	2.1.1 2.1.2	操作者アクセスエリアにおける保護 サービス従事者アクセスエリアにおける保護	△	教育を受けた人がアクセスできるという概念が新規
5.3.2	Protection of an ordinary person	一般人の保護	2.1.1.1	充電部分へのアクセス	－	
5.3.2.1	Safeguards between ES1 and an ordinary person	ES1と一般人との間のセーフガード	2.1.1	操作者アクセスエリアにおける保護	＝	
5.3.2.2	Safeguards between ES2 and an ordinary person	ES2と一般人との間のセーフガード			○	ES2という概念が新規
5.3.2.3	Safeguards between ES3 and an ordinary person	ES3と一般人との間のセーフガード	2.1.1.4 2.1.1.1	危険電圧回路配線へのアクセス 充電部分へのアクセス	△	機能、基礎絶縁のみ→基礎、付加セーフガードのみ
5.3.3	Protection of an instructed person	教育を受けた人の保護			－	
5.3.3.1	Safeguards between ES1 or ES2 and an instructed person	ES1又はES2と教育を受けた人との間のセーフガード	2.1.1	操作者アクセスエリアにおける保護	△	教育を受けた人がアクセスできるという概念が新規
5.3.3.2	Safeguards between ES3 and an instructed person	ES3と教育を受け人との間のセーフガード	2.1.1.4 2.1.1.1	危険電圧回路配線へのアクセス 充電部分へのアクセス	△	教育を受けた人がアクセスできるという概念が新規 二重絶縁又は強化絶縁 機能、基礎絶縁のみ→基礎、付加セーフガードのみ
5.3.4	Protection of a skilled person	熟練者の保護			－	
5.3.4.1	Safeguards between ES1 or ES2 and a skilled person	ES1又はES2と熟練者の間のセーフガード	2.1.2	サービス従事者アクセスエリアにおける保護	＝	
5.3.4.2	Safeguards between ES3 and a skilled person	ES3と熟練者の間のセーフガード	2.1.2	サービス従事者アクセスエリアにおける保護	＝	
5.3.5	Safeguards between energy sources	エネルギー源の間のセーフガード			－	

5章 電気的要因による傷害

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
5.3.5.1	General	一般事項			○	
5.3.5.2	Safeguards between ES1,ES2 and ES3	ES1、ES2及びES3の間のセーフガード			○	
5.3.5.3	Protection of ES2 against ES3	ES3に対するES2の保護			○	
5.3.6	Accessibility to electrical energy sources and safeguards	電気エネルギー源とセーフガードへのアクセシビリティ	2.1.1.1	充電部分へのアクセス	－	
5.3.6.1	Requirements	要求事項	2.1.1.1	充電部分へのアクセス	△	ES2,ES3という概念が新規
5.3.6.2	Contact requirements	接触要求事項	2.1.1.1	充電部分へのアクセス	△	60950: 広い範囲での危険部分へのアクセスを規定 62368: ES3に関する要求事項
5.3.6.3	Compliance	適合性	2.1.1.1	充電部分へのアクセス	△	62368: ES3に関する要求事項。child test fingerが採用された。
5.3.6.4	Terminals for connecting stripped wire	裸線を接続するための端子			○	
5.4	Insulation materials and requirements	絶縁材料と要求事項	2.9	電気絶縁	－	
5.4.1	General	一般事項			－	
5.4.1.1	Insulation	絶縁	1.2.9	絶縁	△	セーフガードの概念が新しい
5.4.1.2	Properties of insulating material	絶縁材料の特性	2.9.1	絶縁材料の特性	＝	
5.4.1.3	Compliance	適合性	2.9.1	絶縁材料の特性	＝	
5.4.1.4	Frequency	周波数	2.10.1.1	周波数	△	62368: 30kHz以上の周波数のものを詳しく規定している。
5.4.1.5	Maximum operating temperatures for insulating materials	絶縁材料の最大動作温度			－	
5.4.1.5.1	Requirements	要求事項	4.5.3	材料の温度限度	△	62368: 線材の許容温度が5度引き下げられ 70°Cになった。
5.4.1.5.2	Test method	試験方法	4.5.2	温度試験	△	62368: 間欠動作機器と短期間動作機器についての要求追加
5.4.1.5.3	Compliance	適合性	4.5.3	材料の温度限度	△	62368: 線材の許容温度が5度引き下げられ 70°Cになった。
5.4.1.6	Pollution degrees	汚損度	2.10.1.2	汚損度	＝	
5.4.1.7	Insulation in transformers with varying dimensions	距離が変化する変圧器の絶縁	2.10.1.5	規定値が一樣でない絶縁	＝	
5.4.1.8	Insulation in circuits generating starting pulses	起動パルス発生回路の絶縁	2.10.1.7	起動パルス発生回路の絶縁	＝	
5.4.1.9	Determination of working voltage	動作電圧の決定	2.10.2	動作電圧の決定	－	
5.4.1.9.1	General	一般事項	2.10.2.1	一般	△	62368: j) 一時的過渡電圧と繰り返しピーク電圧を考慮する要求が追加
5.4.1.9.2	RMS working voltage	実効値動作電圧	2.10.2.2	実行値動作電圧	＝	
5.4.1.9.3	Peak working voltage	ピーク動作電圧	2.10.2.3	ピーク動作電圧	＝	
5.4.1.10	Insulating surfaces	絶縁表面	5.2.2	試験手順	△	60950-1では耐電圧試験手順の中で同様の内容を言及している。
5.4.1.11	Thermoplastic parts on which conductive metallic parts are directly	導電金属部に直接取り付けられた熱可塑性樹脂			－	
5.4.1.11.1	Requirements	要求事項	4.5.5	異常状態の熱に対する耐性	△	62368: セーフガードの概念が新規追加
5.4.1.11.2	Compliance	適合性	4.5.5	異常状態の熱に対する耐性	△	62368: ピカット試験が追加
5.4.1.11.3	Ball pressure test	ボールプレッシャ試験	4.5.5	異常状態の熱に対する耐性	＝	
5.4.2	Clearances	空間距離	2.10.3	空間距離	－	

5章 電氣的要因による傷害

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
5.4.2.1	General	一般事項	2.10.3.1	一般要求	△	部分組立品の条件の明確化 「・通常運転状態では正しい位置にあることが要求される、及び ・外された部分組立品を交換するための指示セーフガードが準備されている。」
5.4.2.2	Compliance	適合性	2.10.3.1	一般要求	△	「ガラス破損試験(附属書T.9参照)については、空間距離を規定値未満に減らさない仕上げへの損傷、小さくほみ、小さなクラックのようなものは無視する。もしクラックが生じたならば空間距離は減少してはならない。裸眼で見えないクラックに対しては、耐電圧試験を実施しなければならない。」(60950Iにはなし。60065Iにあり)
5.4.2.3	Procedure for determining minimum clearances	最小空間距離の決定手順			－	
5.4.2.3.1	General	一般事項	2.10.3.1 G.1.1	一般要求 一般	○	30kHzを超える周波数で動作する電圧のピーク値を使って空間距離を決定する方法が追加
5.4.2.3.2	Determination of the clearance using required withstand voltage	要求耐電圧を使った空間距離の決定	G.1.2	最小空間距離を決定するための手順の要約	△	外部回路からの過渡電圧が追加
5.4.2.4	Determination of transient voltages	過渡電圧の決定	G.2	主電源過渡電圧の決定	－	
5.4.2.4.1	Determination of a.c. mains transient voltages	交流主電源過渡電圧の決定	2.10.3.2 a) 2.10.3.6 G.2.1	主電源過渡電圧 a) 交流主電源 交流主電源からの過渡 交流主電源	＝	
5.4.2.4.2	Determination of d.c. mains transient voltages	直流主電源過渡電圧の決定	2.10.3.2 b),c),d) 2.10.3.7 G.2.2 G.2.3 G.2.4	主電源過渡電圧 b) 接地された直流主電源 c) 接地されない直流供給電源 d) 電池駆動 直流主電源からの過渡 接地直流主電源 非接地直流主電源 バッテリー運転	△	直流電力系統が一点接地されている場合、過渡電圧は500Vと見なす。直流電力系統が電力源と機器に接地されている場合、過渡電圧は350Vと見なす。直流電力系統に関連するケーブルリングが4mより短い、又は連続した金属の管の中に完全に敷設されている場合、過渡電圧は150Vと見なす。 機器が外部主電源からの充電する備えを持たない専用のバッテリーから電力供給される場合、過渡電圧は無視できる。(IEC62368-1) 直流主電源が保護接地に接続され、完全に単独の建物内にある場合、主電源過渡電圧は、71 Vピークとみなす。外部の主電源から充電する備えをもたない専用バッテリーから給電される機器の場合、主電源過渡電圧は71 Vピークとみなさなければならない。(IEC60950-1)
5.4.2.4.3	Determination of external circuit transient voltages	外部回路の過渡電圧の決定	2.10.3.8 G.3	ネットワーク及びケーブル分配システムからの過渡電圧 ネットワークの過渡電圧の決定	○	「表16 外部回路の過渡電圧」追加
5.4.2.5	Determination of required withstand voltage	要求耐電圧の決定	G.4	要求耐電圧の決定	－	
5.4.2.5.1	Mains transient voltages	主電源過渡電圧	G.4.1	主電源過渡電圧及び内部の繰返しピーク電圧	△	U _{PW} の記述なくなった

5章 電気的要因による傷害

【凡例】
= 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
- 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
5.4.2.5.2	DC source transient voltages	直流電源過渡電圧	G.4.1	主電源過渡電圧及び内部の繰返しピーク電圧	△	「b3) 上記のルール3)を適用するが、U主電源過渡電圧は表G.1の次の一覧から一段階小さな電圧に置き換える: ピーク値330, 500, 800, 1500, 2500, 4000, 6000及び8000 V」という条件が削除
5.4.2.5.3	External circuit transient voltages	外部回路の過渡電圧	G.4.2	ネットワークからの過渡電圧	○	外部回路の過渡電圧に取り込まれた
5.4.2.5.4	Combination of transient voltages	過渡電圧の組み合わせ			○	「もし5.4.2.5.1, 5.4.2.5.2, そして5.4.2.5.3で記述された過渡電圧が同じ空間距離に影響するならば、それらの電圧の中で最も大きなものが、要求される耐電圧の決定において使われる。その値は、合計してはいけない。」が追加
5.4.2.6	Measurement of transient voltage levels	過渡電圧レベルの測定	2.10.3.9 G.5	過渡電圧の測定 過渡電圧の測定	=	
5.4.2.7	Determination of the minimum clearance	最小空間距離の決定	G.6	最小空間距離の決定	△	「表17 - 海拔2000m以下の最小空間距離、非均一界分布(主電源あるいは外部回路からの過渡電圧がある場合)」 「表18 - 海拔2000m以下の最小空間距離、非均一界分布(定常状態の電圧、一時的過電圧および繰返しピーク電圧に対して)」 「表19 - 海拔2000m以下の最小空間距離、非均一界分布(定常状態の電圧、一時的過電圧および30kHzを超える周波数の繰返しピーク電圧に対して)」(62368-1)
5.4.2.8	Minimum clearances based on electric strength test	耐電圧試験に基づく最小空間距離	5.2	耐電圧	△	60950: 動作電圧に応じて耐電圧値を設定。 62368: 距離の長さに応じて耐電圧値を設定。
5.4.2.9	Multiplication factors for altitudes higher than 2000m above sea level	海拔2000mを超える高度のための増加係数			○	2000mを超える高さに対する要求は新規
5.4.3	Creepage distance	沿面距離	2.10.4	沿面距離	-	
5.4.3.1	General	一般事項	2.10.4.1	一般	○	ES2, ES3, コネクタに対する沿面距離を新規要求
5.4.3.2	Test method	試験方法			-	
5.4.3.2.1	Test conditions	試験条件	2.10.4.3	最小沿面距離	○	測定条件にAnnexT9の新規試験要求
5.4.3.2.2	Material group and CTI	材料グループと比較トラッキング指数	2.10.4.2	材料グループと比較トラッキング指数	=	
5.4.3.3	Compliance	適合性	2.10.4.3	最小沿面距離	=	
5.4.4	Solid insulation	固体絶縁	2.10.5	固体絶縁	-	
5.4.4.1	General requirements	一般要求事項	2.10.5.1	一般要求	△	固体絶縁として使用されるガラスについてガラス破損試験への適用要求。 アンテナ端子への記述追加。仕上げ・規定値以下の凹み・亀裂の無視を規定。
5.4.4.2	Minimum distance through insulation	絶縁物を通しての最小距離	2.10.5.2	絶縁物を通しての距離	△	要求が除外される動作電圧は71V以下⇒ES2以下へ変更 複数層から成る補助絶縁・強化絶縁に対しては5.4.4.7項への適合を要求
5.4.4.3	Insulating compound forming solid insulation	固体絶縁を形成する絶縁コンパウンド	2.10.5.3 2.10.5.4	固体絶縁としての絶縁コンパウンド 半導体デバイス	=	
5.4.4.4	Solid insulation in semiconductor	半導体デバイスの固体絶縁	2.10.5.4	半導体デバイス	=	オプトカプラへの要求はAnnexG.16へ移動
5.4.4.5	Insulating compound forming cemented joints	接合部を形成する絶縁コンパウンド	2.10.5.5	接合部	=	
5.4.4.6	Thin sheet material	薄板材料	2.10.5.6	薄いシート状材料 - 概要	-	
5.4.4.6.1	General requirements	一般要求事項	2.10.5.6	薄いシート状材料 - 概要	△	分離できない3つ以上の層から成る薄板材料への緩和事項が追加

5章 電氣的要因による傷害

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
5.4.4.6.2	Separable thin sheet material	分離可能な薄板材料	2.10.5.7 2.10.5.10	分離可能な薄いシート材料 薄いシート材料 - 代替試験手順	△	3層以上の場合、層をグループに分け、それぞれで評価しなければ成らない規定が追加。
5.4.4.6.3	Non-separable thin sheet material	分離不可能な薄板材料	2.10.5.8	分離不可能な薄いシート材料	＝	
5.4.4.6.4	Standard test procedure for non-separable thin sheet material	分離不可能な薄板材料に対する標準試験手順	2.10.5.9	薄いシート材料 - 標準試験手順	＝	
5.4.4.6.5	Mandrel test	マンドレル試験	AA	マンドレル試験	△	試験配置図の角度に誤差が与えられなくなっている。 金属箔はサンプルの端から18mm⇒20mmへ変更。 試験電圧は強化絶縁のものを用いる。
5.4.4.7	Solid insulation in wound components	巻線コンポーネント内の固体絶縁	2.10.5.11	巻き線コンポーネント内の絶縁	＝	
5.4.4.8	Compliance	適合性	2.10.5.1	一般要求	－	
5.4.4.9	Solid insulation requirements at frequencies higher than 30 kHz	周波数30kHzを越える固体絶縁要求			○	固体絶縁の絶縁能力はその材質、周波数及び厚みによって影響される
5.4.5	Antenna terminal insulation	アンテナ端子の絶縁			○	
5.4.5.1	General	一般事項			○	
5.4.5.2	Test method	試験方法	7.4.2	電圧サージ試験	＝	
5.4.5.3	Compliance	適合性			○	60950は絶縁耐圧試験で合否を判定。 62368は絶縁抵抗試験で合否を判定。
5.4.6	Insulation of internal wire as a part of a supplementary safeguard	付加セーフガードの一部分としての内部配線の絶縁	2.1.1.3 3.1.4	ELV配線へのアクセス 導体の絶縁	＝	3.1.4項は、2.10.5の要求事項を満たし、5.2.2の絶縁試験に耐えることになっている。
5.4.7	Thermal cycling test procedure	熱サイクル処理試験手順	2.10.9	温度サイクル	＝	
5.4.8	Test for pollution degree 1 environment and for an insulating compound	汚損度1環境及び絶縁コンパウンドに対する試験	2.10.10	汚損度1環境及び絶縁コンパウンドの試験	＝	
5.4.9	Tests for semiconductor components and for cemented joints	半導体コンポーネント及び接合部に対する試験	2.10.11	半導体装置及びセメントジョイントの試験	＝	62368: semiconductor components 60950: semiconductor devices
5.4.10	Humidity conditioning	湿度処理	2.9.2	湿度処理	△	任意の温度[t]が、60950では2K 60950には、トロピカルコンディションの要求無し。
5.4.11	Electric strength test	耐電圧試験	5.2	絶縁耐力	－	
5.4.11.1	Test procedure for a solid insulation type test	固体絶縁物の形式試験に対する試験手順	5.2.1 5.2.2	一般 試験手順	△	62368は、方法1～3があり、その中から選択して試験電圧を決定する。60950には無かった、シート状の絶縁物に対する絶縁耐力試験器具が追加された。
5.4.11.2	Test procedure for routine test	ルーチン試験の試験手順	5.2.2	試験手順	△	62368: 試験時間が1秒から4秒 60950: 試験時間が1秒 62368では、ルーチンテストが完成品に対しても適用されることが明記された。
5.4.12	Protection against transient voltages from external circuits	外部回路からの過渡電圧に対する保護	6.2	電気通信網の過電圧からの機器使用者の保護	－	
5.4.12.1	Requirements	要求事項	6.2.1	分離要求事項	△	60950では、電気通信網からの過渡電圧に対する要求
5.4.12.2	Compliance and test method	適合性及び試験手順	6.2.2 6.2.2.1 6.2.2.2 6.2.2.3	絶縁耐力試験手順 インパルス試験 定常状態試験 適合基準	△	60950は試験方法がインパルス試験か絶縁耐圧試験 62368は耐圧試験のみ。
5.4.13	Separation between external circuits and earth	外部回路及び接地間の分離	6.1.2	電気通信網の接地からの分離	－	
5.4.13.1	General	一般事項	6.1.2.2	除外事項	＝	
5.4.13.2	Requirements	要求事項	6.1.2.1	要求事項	＝	
5.4.13.3	Compliance and test method	適合性及び試験方法	6.1.2.1	ネットワークの接地からの分離 要求事項	△	ネットワークを含めた外部回路についての項目

5章 電氣的要因による傷害

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
5.5	Components as safeguards	セーフガードとしてのコンポーネント			－	
5.5.1	General	一般事項			○	
5.5.2	Components as basic safeguard and supplementary safeguard	基礎セーフガード及び付加セーフガードとしてのコンポーネント			－	
5.5.2.1	General requirements	一般要求事項			○	
5.5.2.2	Capacitors and RC units as a basic safeguard and a supplementary	基礎セーフガード及び付加セーフガードとしてのコンデンサ及びRCユニット	1.5.6	絶縁橋絡コンデンサ	＝	ピーク動作電圧、一時過電圧に関する参考適用例の表が詳細情報として追加された。
5.5.2.3	Safeguards against capacitor discharge	コンデンサ放電に対するセーフガード	2.1.1.7	機器内でのコンデンサの放電	△	IEC60950-1のCapacitance Discharge Testが関連する項目
5.5.2.4	Transformers as a basic safeguard and a supplementary safeguard	基礎セーフガード及び付加セーフガードとしてのトランス	1.5.4 C	変圧器	△	Annex G.7に絶縁要求と過負荷試験について記載されているが、過負荷試験についてはIEC60950-1のAnnex Cと同等。
5.5.2.5	Optocouplers as basic safeguard and supplementary safeguard	基礎セーフガード及び付加セーフガードとしてのオプトカブラ	2.10.5.4	半導体装置	＝	Annex G.16
5.5.2.6	Relays as a basic safeguard and a supplementary safeguard	基礎セーフガード及び付加セーフガードとしてのリレー	2.8.7	スイッチ及びリレー	△	Annex G.17に記載されている内容はIEC60950-1のインターロックシステム内のリレーと同等ではあるが、IEC61810-1要求が追加されている。
5.5.2.7	Resistors as a basic safeguard and a supplementary safeguard	基礎セーフガード及び付加セーフガードとしての抵抗	1.5.7	絶縁橋絡抵抗	＝	
5.5.2.8	SPD as a basic safeguard	基礎セーフガードとしてのSPD(サージ防護デバイス)	1.5.9	サージサプレッサ	△	最大継続電圧が少なくとも1.2倍の記述が少なくとも1.25倍へと変更された。部品のBodyにV-0の難燃性要求追加。
5.5.2.9	Other components as a basic safeguard between ES1 and ES2	ES1とES2との間の基礎セーフガードとしての他のコンポーネント			○	基礎セーフガードとして使用できる条件が記載されている。
5.5.3	Components as a reinforced safeguard	強化セーフガードとしてのコンポーネント			－	
5.5.3.1	General requirements	一般要求事項			○	
5.5.3.2	Capacitors and RC units	コンデンサ及びRCユニット	2.1.1.7	機器内でのコンデンサの放電	△	IEC60950-1のCapacitance Discharge Testが関連する項目
5.5.3.3	Transformers	トランス	1.5.4 C	変圧器	△	Annex G.7に絶縁要求と過負荷試験について記載されているが、過負荷試験についてはIEC60950-1のAnnex Cと同等。
5.5.3.4	Optocouplers	オプトカブラ	2.10.5.4	半導体装置	＝	Annex G.16
5.5.3.5	Relays	リレー	2.8.7	スイッチ及びリレー	△	Annex G.17に記載されている内容はIEC60950-1のインターロックシステム内のリレーと同等ではあるが、IEC61810-1要求が追加されている。
5.5.3.6	Resistors	抵抗	1.5.7	絶縁橋絡抵抗	＝	
5.5.4	Insulation between the mains and an external circuit consisting of a coaxial cable	同軸ケーブルで構成される外部回路と主電源間の絶縁	1.5.7	絶縁橋絡抵抗	△	Annex G.14.3に主電源と外部回路との間に対するサージ試験、インパルス試験の明確化
5.5.5	Components and parts that may bridge insulation	絶縁が橋絡する可能性のあるコンポーネント及び部分			－	
5.5.5.1	Requirement	要求事項			○	絶縁を橋絡し、ES1又はES2にアクセス可能になる場合、T.2の試験に適合する必要がある。
5.5.5.2	Compliance	適合性			○	試験中、短絡が起きてはならない。試験後、セーフガードとして有効である。
5.6	Protective conductor	保護導体			－	

5章 電気的要因による傷害

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
5.6.1	General requirements	一般要求事項	2.6.3	保護接地導体及び保護ボンディング導体	△	保護導体は電源接続より先につながり、後に外れなければならない。
5.6.2	Corrosion	腐食	2.6.5.6	耐腐食性	＝	参照ページが附属書Nへ変更
5.6.3	Colour of insulation	絶縁物の色	2.6.3.5	絶縁物の色	＝	
5.6.4	Test for low current-carrying protective conductors	低電流通電の保護導体の試験	2.6.3.4	接地導体及びその接続箇所の抵抗	△	外部回路からの電流の1.5倍を120秒間加える。単一故障状態でES2レベルを超えない。
5.6.5	Protective conductors used as a basic safeguard between ES1 and ES2	ES1とES2との間の基礎セーフガードとして用いられる保護導体			－	
5.6.5.1	General	一般事項			○	
5.6.5.2	Fault current-carrying protective conductors	故障電流が流れる保護導体			－	
5.6.5.2.1	General	一般事項			○	保護導体に流れる故障電流に関する項目
5.6.5.2.2	Requirements	要求事項			○	
5.6.5.2.3	Compliance	適合性	2.6.3	保護接地導体及び保護ボンディング導体	＝	
5.6.6	Protective conductors used as a supplementary safeguard	付加セーフガードとして用いられる保護導体			－	
5.6.6.1	General	一般事項	2.6.3	保護接地導体及び保護ボンディング導体	△	詳細に記載されている
5.6.6.2	Size of protective earthing conductors and terminals	保護接地導体及び端子の寸法	2.6.3	保護接地導体及び保護ボンディング導体	△	導体の寸法の表が詳細に記載されている
5.6.6.3	Size of protective bonding conductors and terminals	保護ボンディング導体及び端子の寸法	2.6.3.3	保護ボンディング導体の寸法	△	<ul style="list-style-type: none"> ・リミテッドショートサーキット(制限短絡回路試験)が追加。 ・主電源以外から電源供給される場合の保護電流定格の決定の詳細化(固有制限、ヒューズ、ブレーカ、PTCは60秒後、その他は5秒後に取り出し得る最大電流値)。IEC60950-1第2版2.6.3.3項cでは過電流保護デバイスのみであった。 ・表35(保護ボンディング銅導体寸法)は第2版の表2Dから16A未満の保護電流定格を追加＝UL60950-1のTable2Dに同じ。
5.6.6.4	Resistance of protective conductors and their terminations	保護導体及びその接続箇所の抵抗	2.6.3.4	接地導体及びその接続箇所の抵抗	－	
5.6.6.4.1	Requirements	要求事項	2.6.3.4	接地導体及びその接続箇所の抵抗	△	<ul style="list-style-type: none"> ・表36(保護導体端子寸法)は第2版の表3Eから導体寸法とネジ断面積欄を追加及び電流定格80Aまでを追加。 ・電流定格が80Aを超える場合の規定追加。 ・接続端子に対する要求追加。(IEC 60998-1及び、IEC 60999-1又はIEC 60999-2に適合要)

5章 電氣的要因による傷害

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
5.6.6.4.2	Compliance and test method	適合性及び試験方法	2.6.3.4	接地導体及びその接続箇所の抵抗	△	16Aを超える保護電流定格の場合の規定に関して(第2版(b)項): ・その値の200%の試験電流値であったが、その値もしくは500A何れか低い値を適用することの要求追加。 ・試験時間の表37は第2版の表2Eに同じ。 ・電圧降下規定値2.5V以下に対して試験電流500A以下の場合を追加。 ・250Aを越える分岐回路ヒューズを要求する機器の場合、測定した電位の電圧降下と要求ヒューズの電流定格の積を250で割った値が2.5Vを超えてはならない要求を追加。
5.6.7	Protective earthing conductors serving as a double or reinforced safeguard	二重又は強化セーフガードとして機能する保護接地導体			－	
5.6.7.1	General	一般事項			○	二重・強化セーフガードとしての保護接地導体要求(例として接触電流がES2を超えた場合に要求される)。
5.6.7.2	Requirements for protective earthing conductors serving as a reinforced safeguard	強化セーフガードとして機能する保護接地導体に対する要求事項			○	強化セーフガード保護接地導体はプラグBタイプ接続形機器又は恒久接続形機器のみに要求。導体はHeavy Duty以上の電源コード内にあるか導体寸法10mm ² 以上か表38に従ったコンジット内に収められる必要有り。
5.6.7.3	Requirments for terminations	接続箇所に対する要求事項			○	二重・強化セーフガードとしての保護接地導体端子に対しても表36を適用。
5.6.7.4	Compliance	適合性			○	
5.6.8	Reliable earthing	信頼できる接地			－	
5.6.8.1	General	一般事項			○	信頼できる設置についての一般要求
5.6.8.2	Reliable earthing for protection	保護のための信頼できる接地	2.6.5.8 6.1.2.2	ネットワーク又はケーブル配信システムへの依存 例外事項	△	・外部回路に接続される機器の確実な接地方法 ・IEC60950-1の2.6.5.8項の詳細化と6.1.2.2の統合
5.6.8.3	Reliable earthing when the basic safeguard between ES1 and ES2 is provided by earthing ES1	ES1を接地することによってES1とES2との間に基礎セーフガードが設けられている場合の信頼できる接地	同上	同上	△	同上
5.7	Prospective touch voltage, touch current and protective conductor current	予想接触電圧、接触電流、及び保護導体電流	5.1	接触電流及び保護導体電流	－	
5.7.1	General	一般事項			○	測定方法の説明
5.7.2	Measuring devices and networks	測定デバイス及びネットワーク	5.1.3 5.1.4	試験回路 測定器の接続	△	IEC60990:1999に従う
5.7.3	Equipment set-up, supply connections and earth connections	機器の設置、電源接続、及び接地接続	5.1.2 5.1.2.1 5.1.2.2 5.1.2.3	供試機器の構成 交流電源への単一接続 交流電源への予備複数接続 交流電源への同時複数接続	＝	
5.7.4	Unearthed conductive accessible parts	接地されていないアクセス可能導電部			－	
5.7.4.1	Unearthed conductive parts accessible to ordinary persons	一般人がアクセス可能な接地されていない導電部	5.1.6	試験測定	△	一般人に対する接触電流の要求を詳細化及び接触電流測定前に予想接触電圧の測定することを追加。限度値をES1、ES2とした。
5.7.4.2	Unearthed conductive parts accessible only to instructed persons	教育を受けた人だけがアクセス可能な接地されていない導電部			○	教育を受けた人に対する接触電流限度値ES2を追加
5.7.5	Earthed accessible conductive parts	接地されたアクセス可能な導電部	5.1.5	試験手順	△	IEC60990:1999に従う

5章 ー 電氣的要因による傷害

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
5.7.6	Protective conductor current	保護導体電流	5.1.7 5.1.7.1 5.1.7.2	タッチカレントが3.5mAを超える機器 一般要求 電源への同時複数接続	△	・限度値ES2を超える機器に適用 ・指示セーフガードが60950-1はWARNING、62368-1はCAUTION。
5.7.7	Prospective touch voltage and touch current due to external circuits	外部回路に起因する予想接触電圧及び接触電流			○	同軸ケーブルに接続される外部回路に対してはIEC60728-11:2005に従ってケーブルのシールド線を建造物の接地に接続するための指示書が必要
5.7.8	Summation of touch currents from external circuits	外部回路からの接触電流の総量	5.1.8.2	ネットワークからのタッチカレントの総量	△	60950-1: 限度値3.5mA。62368-1: 限度値ES2(5mA他)。

6章 電気的要因による火災

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
6	Electrically-caused fire	電気的要因による火災			－	
6.1	General	一般事項			－	
6.2	Classification of power sources (PS) and potential ignition sources (PIS)	電力源(PS)の区分と潜在的発火源(PIS)の区分			－	
6.2.1	General	一般事項	2.5	有限電源(Limited power sources)	△	電力源を再定義し、潜在的発火源を新しく定義。
6.2.2	Power source circuit classifications	電力源回路の分類			－	項目名のみ。内容は6.2.2.1以降に記述。
6.2.2.1	General	一般事項			○	供給電力に基づくPS1、PS2、PS3の分類
6.2.2.2	Power measurement for worst-case load fault	最悪状態の負荷故障における電力測定	2.5	有限電源(Limited power sources)	○	負荷故障状態における電力測定方法
6.2.2.3	Power measurement for worst-case power source fault	電力源が最悪故障状態における電力測定			○	電力源故障状態における電力測定方法
6.2.2.4	PS1	PS1	1.4.11 4.7.2.2 4.7.3.3	ネットワークからの電力 防火用エンクロージャが要求されない部分 防火用エンクロージャの外側のコンポーネント、その他の部分の材料	○	PS1の回路条件説明 1.4.11: ネットワークから得られる電力は、15VA以内に制限 4.7.2.2: 通常動作状態及び機器内の単一故障後(1.4.14参照)に最大15VA(1.4.11参照)に制限されている電源から供給される二次回路のコネクタ。 4.7.3.3: コネクタは通常の使用状態及び機器内での単一故障状態(1.4.14参照)において、最大15VA
6.2.2.5	PS2	PS2			○	PS2の回路条件説明
6.2.2.6	PS3	PS3			○	PS3の回路条件説明
6.2.3	Classification of potential ignition	潜在的発火源の分類			－	
6.2.3.1	Arcing PIS	アーク性PIS			○	
6.2.3.2	Resistive PIS	抵抗性PIS			○	
6.3	Safeguards against fire under normal operating conditions and abnormal operating conditions	通常動作状態及び異常動作状態における火災のセーフガード			－	
6.3.1	Requirements	要求事項			○	通常動作状態、異常動作状態は、①～③を満たすこと ① 発火が生じてはならない ② 機器の部分はISO8711による測定で自動着火温度限度値の90%以下の温度であること ③ 防火用エンクロージャの外側のコンポーネント、および部分の燃焼性は下記のいずれかに適合すること HB75 : 材料の最小厚が3mm未満の場合 HB40 : 材料の最小厚が3mm以上の場合 HBF
6.3.2	Compliance	適合性			○	適合性は、データシートの検査と、B.2による通常動作状態での試験およびB.3による異常動作状態での試験によって、確認される。材料の温度は、熱平衡に達するまで連続的に測定される。
6.4	Safeguards against fire under single fault conditions	単一故障状態での火災に対するセーフガード			－	
6.4.1	General	一般事項			○	4000Wでの切り分けはNEW
6.4.2	Reduction of the likelihood of ignition under single fault conditions in PS1 circuits	PS1回路の単一故障状態における発火の可能性の低減	4.7.2.2	防火用エンクロージャが要求されない部分	△	15VA⇒PS1 PS1の回路条件: 15W又は、500Wで3秒まで

6章 電気的要因による火災

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
6.4.3	Reduction of the likelihood of ignition under single fault conditions in PS2 circuits and PS3 circuits	PS2回路とPS3回路の単一故障状態における発火の可能性の低減			－	
6.4.3.1	General	一般事項			○	4000Wでの切り分けはNEW
6.4.3.2	Requirements	要求事項			○	5秒を超えて持続する炎は不可。
6.4.3.3	Test method	試験方法			○	B4の単一故障の模擬で試験をする。
6.4.3.4	Compliance	適合性			○	
6.4.4	Control of fire spread in PS1 circuits	PS1回路における火災拡散の抑制	4.7.2.2	防火用エンクロージャが要求されない部分	○	防火エンクロージャが要求されない条件の1つとして規定
6.4.5	Control of fire spread in PS2 circuits	PS2回路における火災拡散の抑制	4.7.1 4.7.3	発火及び延焼のリスクの低減材料	－	
6.4.5.1	General	一般事項	4.7.3	発火及び延焼のリスクの低減材料	△	発火及び延焼のリスク低減の方策 燃焼を抑制する材料の使用
6.4.5.2	Requirements	要求事項	4.7.3	材料	△	(新規追加された事項) バッテリーセル、バッテリーパックの要求追加 質量4g未満の可燃物の考えの取り込み (IEC60065より) V-1材に取付けられた体積1.750mm ³ を超えない部材
6.4.5.3	Compliance	適合性	4.7.3	材料	＝	試験、目視検査、材料のデータシート
6.4.6	Control of fire spread in PS3 circuits	PS3回路における火災拡散の抑制			－	
6.4.6.1	General	一般事項	4.7.2	防火用エンクロージャの条件	○	可燃性材料近傍のPS3回路における火災抑制の可能性を減少させるための付加セーフガードを定義
6.4.6.2	Requirements	要求事項	4.7.3.4	防火用エンクロージャ内の部品や他の部分のための材料	△	適用除外に体積1.750mm ³ を超えない部材あり
6.4.6.3	Compliance	適合性	4.7.3.4	同上	＝	試験、目視検査、材料のデータシート
6.4.7	Separation of combustible materials from a PIS	PISからの可燃性材料の分離			－	
6.4.7.1	General	一般事項			○	PISによる制限領域の考え
6.4.7.2	Separation by distance	距離による分離			○	PISの制限領域内にある可燃性材料の条件(質量、難燃性)
6.4.7.3	Separation by fire barrier	防火バリアによる分離			○	アーク性PISに対するPCBの扱いを規定 抵抗性PISに対するPCBの扱いを規定
6.4.7.4	Compliance	適合性			○	試験、目視検査、材料のデータシート
6.4.8	Fire enclosures and fire barriers	防火用エンクロージャと防火バリア	4.7.2	防火用エンクロージャの条件	△	セーフガードとしての機能概論を説明
6.4.8.1	Fire enclosure and fire barrier material properties	防火用エンクロージャと防火バリアの材料特性			－	
6.4.8.1.1	Requirements for a fire barrier	防火バリアの要求事項	4.7.3.1	(材料への)一般要求	＝	防火用バリアとしての要求を防火用エンクロージャの項目から分離
6.4.8.1.2	Requirements for a fire enclosure	防火用エンクロージャの要求事項	4.7.3.2	防火用エンクロージャの材料	△	要求区別が質量(18kg)から電力(4000W)へ
6.4.8.1.3	Compliance	適合性	4.7.3.1	(材料への)一般要求	＝	適合性評価基準は同等
6.4.8.2	Constructional requirements for a fire enclosure and a fire barrier	防火用エンクロージャと防火バリアの構造要求			－	
6.4.8.2.1	Fire enclosure and fire barrier openings	防火用エンクロージャと防火用バリアの開口		下記項目別	○	開口部はPISとの位置関係に依存し、送風の影響を配慮のこと
6.4.8.2.2	Fire barrier dimensions	防火バリアの寸法	4.7.3.1	(材料への)一般要求	○	バリアの端面からの発火防止のために十分な寸法である事が明示された
6.4.8.2.3	Top openings and top opening properties	上部開口及び上部開口特性			○	上部開口の制限領域が新規に規定された

6章 電気的要因による火災

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
6.4.8.2.4	Bottom openings and bottom opening properties	底面開口と底面開口特性	4.6.2	防火用エンクロージャの底面	△	底面開口の制限領域が新規に規定された開口部の寸法が規定された
6.4.8.2.5	Integrity of the fire enclosure	防火用エンクロージャの完全性	4.6.3	防火用エンクロージャのドア又はカバー	＝	同等
6.4.8.2.6	Compliance	適合性	4.7.3.1 4.6.2 4.6.3		＝	各項にあった適合性要求を統合した
6.4.8.3	Separation of a PIS from a fire enclosure and a fire barrier	防火用エンクロージャ及び防火バリアのPISからの分離	4.7.3.2	防火用エンクロージャの材料	△	抵抗性PISから5mmの離間距離は新規 離間距離を満足できない場合の例外規定を新規追加
6.5	Internal and external wiring	内部配線と外部配線			－	
6.5.1	General	一般事項	4.7	耐火性	－	発火の可能性を低減する
6.5.2	Requirements	要求事項	4.7.2.2 4.7.3.3 4.7.3.4	防火用エンクロージャが要求されない部分 防火用エンクロージャの外側のコンポーネント、その他の部分 防火用エンクロージャの内側のコンポーネント、その他の部分	○	PS2又はPS3回路において、内部配線又は外部配線からの絶縁はIEC60332-1-2, 1-3, 2-1, 2-2の試験方法に適合すること。
6.5.3	Compliance	適合性			○	記載条件を満たすこと
6.5.4	Requirements for interconnection to building wiring.	屋内配線への相互接続に対する要求事項	6.3	電気通信配線システムの過熱防止	＝	62368では配線システムによる遠隔装置への電源供給で、60950では、電気通信配線システムとなっているが、要求内容はまったく同じ
6.5.5	Compliance	適合性	6.3	電気通信配線システムの過熱防止	＝	外部の対の導体ケーブル回路に対して付属書Qに示す試験要求を満たすこと
6.6	Likelihood of fire due to entry of foreign objects	異物の侵入による火災の可能性	4.6 4.6.1	Openings in enclosures (エンクロージャの開口) Top and side openings (上面及び側面開口)	△	ただし、開口部の位置について上限(1.8m)を加えた
6.7	Safeguards against fire due to the connection of secondary equipment	二次機器の接続による火災に対するセーフガード	2.5 3.5.4 4.7	電流制限された電力源(有限電源) LPS 付加装置のデータポート	△	電力供給制限をLPSからPS2に変更 IEC62368への適合が不明な周辺機器への電力供給はPS2に制限される

7章 — 化学的要因による傷害

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
7	Chemically-caused injury	化学的要因による傷害	0.2.7	化学的危険(Chemical hazard)	－	
7.1	General	一般事項	0.2.7	化学的危険	－	
7.2	Reduction of exposure to hazardous chemicals	危険な化学物質への曝露の減少	0.2.7	化学的危険	△	危険な化学物質の封じ込め(containment)を規定
7.3	Ozone exposure	オゾンの曝露	1.7.2.6	オゾン	＝	
7.4	Use of PPE	PPEの使用			○	封じ込めが現実的でない場合に人体保護装置による保護を規定
7.5	Use of instructional safeguards and instructions	指示セーフガード及び説明書の使用	0.2.7	化学的危険	△	附属書FのF.5の規定を引用
7.6	Batteries	電池	4.3.8	電池	△	附属書Mを引用し、要求事項全てを附属書MIに集約。

8章 機械的要因による傷害

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
8	Mechanically-caused injury	機械的要因による傷害	4	物理的要求事項	－	
8.1	General	一般事項				
8.2	Mechanical energy source classifications	機械エネルギー源の分類				
8.2.1	General classification	一般分類	4.4.5.1	回転するファンブレードからの保護 一般	○	MS1～MS3の分類 ファンブレードの危険度の分類は同じ
8.2.2	MS1	MS1	4.4.5.2	回転するファンブレードからの使用者の保護	○	MS1の説明
8.2.3	MS2	MS2	4.4.5.2	回転するファンブレードからの使用者の保護	○	MS2の説明
8.2.4	MS3	MS3	4.4.5.3	回転するファンブレードからのサービス従事者の保護	○	MS3の説明
8.3	Protection against mechanical energy sources	機械エネルギー源からの保護			－	
8.3.1	General	一般事項			○	MS1～MS3とそれぞれの人との間に必要なセーフガード
8.3.2	Protection of ordinary persons	一般人の保護			○	MS1～MS3と一般人との間に必要なセーフガードの規定
8.3.3	Protection of instructed person	教育を受けた人の保護			○	MS1～MS3と教育を受けた人との間に必要なセーフガードの規定
8.3.4	Protection of skilled persons	熟練者の保護			○	MS1～MS3と熟練者との間に必要なセーフガードの規定
8.4	Safeguards against parts with sharp edges and corners	鋭利な縁及び角のある部分からの保護	4.3.1	端面及び角	－	
8.4.1	Requirements	要求事項	4.3.1	端面及び角	△	鋭利な端面及び角をMS1～MS3に分類し必要なセーフガードを規定
8.4.2	Instructional safeguard	指示セーフガード	4.3.1	端面及び角	○	機器の機能上、接触不可にできない場合の要求事項を追加
8.4.3	Compliance	適合性	4.3.1	端面及び角	△	目視検査に加え、必要な場合、附属書 VIにより接触可否を判断することを追加
8.5	Safeguards against moving parts	運動部分に対するセーフガード	4.4	危険な運動部分からの保護	－	
8.5.1	Requirements	要求事項	4.4.1 4.4.2 4.4.5.1 4.4.5.2	一般 操作者アクセスエリアでの保護 回転するファンブレードからの保護 一般 回転するファンブレードからの使用者の保護	△	一般人及び教育を受けた人に対するセーフガードを規定 安全インタロックはアクセス可能になるまでにMS1まで減少させること
8.5.2	MS2 or MS3 part required to be accessible for the function of the equipment	機器の機能のためにアクセス可能になることが要求されるMS2又はMS3部分	4.3.1 4.4.2	端面及び角 操作者アクセスエリアでの保護	△	機器の機能上、接触不可にできない場合の要求事項を追加
8.5.3	Compliance	適合性	4.2 4.4.1	機械的強度 一般	△	附属書V及び附属書Tの試験により適否を判定
8.5.4	Special categories of equipment comprising moving parts	運動部分を持つ機器の特別な分類			－	
8.5.4.1	Large data storage equipment	大型データ記憶機器			○	IEC60950-23を引用
8.5.4.2	Equipment having an electromechanical device for destruction of media	メディアを破壊するための電気機械的デバイスをもつ機器	EE	家庭用および家庭/事務所用ドキュメント/メディア裁断器	－	
8.5.4.2.1	General requirements	一般要求事項	2.8 EE.5	安全インタロック 危険な運動部分からの保護	△	2秒以内に適切なエネルギークラスまで減少しない場合に、安全インタロックによりアクセスを防止し続けること。
8.5.4.2.2	Instructional safeguards against moving parts	運動部分に対する指示セーフガード	EE2	表示及び指示書	△	表示及び説明書の記載内容が変更

8章 ー 機械的要因による傷害

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
8.5.4.2.3	Disconnection from the supply	電源からの切断	EE4	危険な運動部分への電力の停止	＝	
8.5.4.2.4	Test method	試験方法	EE.5	危険な運動部分からの保護	＝	
8.5.4.2.5	Compliance	適合性	2.8 EE.5	安全インタロック 危険な運動部分からの保護	＝	
8.5.5	Protection of persons against loosening, exploding or imploding parts	緩んだ部品、爆発、爆縮による部品からの人の保護			－	
8.5.5.1	Protection against MS3 parts	MS3部分からの保護	4.2.8 4.2.9 4.2.11	CRT 高圧カランプ 回転する固体メディア	＝	
8.5.5.2	Requirements and test methods	要求事項及び試験方法			－	
8.5.5.2.1	Mechanical enclosure requirements for rotating solid media	回転する固体メディアに対する機械的エンクロージャ要求事項	4.2.11	回転する固体メディア	－	
8.5.5.2.1.1	General	一般事項	4.2.11	回転する固体メディア	＝	
8.5.5.2.1.2	Test methods	試験方法	4.2.11	回転する固体メディア	＝	
8.5.5.2.1.3	Compliance	適合性	4.2.11	回転する固体メディア	＝	
8.5.5.2.2	High pressure lamps	高圧カランプ	4.2.9	高圧カランプ	－	
8.5.5.2.2.1	General	一般事項	4.2.9	高圧カランプ	△	破片を長軸方向の寸法などでMS1～MS3に分類
8.5.5.2.2.2	Test methods	試験方法	4.2.9	高圧カランプ	○	ランプの故障を模擬した試験を規定
8.5.5.2.2.3	Compliance	適合性	4.2.9	高圧カランプ	△	判定基準を一部追加
8.6	Stability of equipment	機器の安定性			－	
8.6.1	Requirements	要求事項			○	機器の設置手段による種類や質量により、適用する項番を規定。
8.6.2	Static stability for floor standing equipment	床置形機器の静的な安定性			－	
8.6.2.1	Requirements	要求事項			○	床置形機器の安定性に対する狙い、要求事項及び基本的な試験条件を記載
8.6.2.2	Static stability test	静的な安定性試験	4.1	安定性	△	技術的要件は以下を除き同等。 ・力を加える場所の高さを変更(2mから1.5mに)。<緩和> ・力を加えたとき15°までの角度で安定性が保たれるようであれば適合することした。
8.6.2.3	Relocation stability test	再配置安定性試験	4.1	安定性	△	移動又は再配置させる事が考慮されており最小直径が100mm未満以下のキャスターがついている機器の試験条件を明確化
8.6.3	Non-floor standing equipment having controls that are accessed during normal use or having displays with moving	非床置形機器で、通常使用中にアクセスするコントロールを有するもの、又は動画を表示するディスプレイを有するもの			－	
8.6.3.1	Glass slide test	ガラススライド試験			○	家庭等、子供がアクセスするかもしれない環境で使用される機器に対し、ガラスの上に機器を載せ10°傾けて安定性を確認する試験を要求(UL1492 96.5.5に類似)
8.6.3.2	Horizontal force test	水平力試験			－	
8.6.3.2.1	General	一般事項			○	適用する機器の説明 ・通常アクセス可能なコントロール又は動画を表示するディスプレイを有し、子供が物真似をしようとして容易にデバイスの上に登るような機器

8章 一 機械的要因による傷害

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
8.6.3.2.2	Test method	試験方法			○	機器の質量に応じた水平力試験を規定 (代替えとしての傾斜試験も規定)
8.7	Equipment mounted to a wall or ceiling	壁又は天井に取り付ける機器	4.2.10	壁又は天井に取り付ける機器	－	
8.7.1	General	一般事項	4.2.10	壁又は天井に取り付ける機器	△	取り付け手段の故障による機器落下による傷害の可能性を最小化するための一般的な要求内容を記載。また、取り付け器具の機器への添付又は操作者マニュアルに必要な取り付け器具の詳細の記載を要求。
8.7.2	Test method	試験方法	4.2.10	壁又は天井に取り付ける機器	△	壁に取り付ける機器に対する水平力試験(50N、60秒)の追加
8.7.3	Compliance	適合性	4.2.10	壁又は天井に取り付ける機器	＝	
8.8	Handle strength test method	ハンドル強度試験方法			－	
8.8.1	General	一般事項			○	一つのハンドルを持つMS1機器以外でハンドル故障による機器落下によって引き起こす傷害の可能性を減少させる方法を説明し、一般的な要求内容を記載 (UL60065 12.1.6に類似)
8.8.2	Compliance and test method	適合性及び試験方法			○	機器の質量やハンドルの個数による加重の値及びその試験方法を規定
8.9	Wheels or casters attachment requirements	車輪又はキャスタ取り付け要求事項			－	
8.9.1	General	一般事項			－	
8.9.2	Test method	試験方法			○	MS3機器の車輪及びキャスター等で、機器の通常動作状態の部分として移動することを意図したものは、引っ張り強度を要求。
8.10	Carts, stands, and similar carriers	カート、スタンド及び同様の運搬装置			－	
8.10.1	General	一般事項			○	カート、スタンド、同様の運搬装置の試験方法を規定
8.10.2	Marking and instructions	表示及び説明書			○	特定の機器に使用するカート、スタンド又は同様な運搬装置及び、その特定の機器に対する指示セーフガードを規定
8.10.3	Cart, stand or carrier loading test and compliance	カート、スタンド又は運搬装置の負荷試験および適合			○	カート、スタンド又は運搬装置への応力の耐性を要求
8.10.4	Cart, stand or carrier impact test	カート、スタンド又は運搬装置の衝撃試験			○	カート、スタンド又は運搬装置への機械的衝撃の耐性を要求
8.10.5	Mechanical stability	機械的安定性	4.1	物理的安定性	○	MS2又はMS3機器と共に用いるカート、スタンド又は運搬装置の機械的安定性を規定
8.10.6	Thermoplastic temperature stability	熱可塑性材料の対温度安定性	4.2.7	応力緩和試験	○	熱可塑性材料をその構造に使用している機器、カート、スタンド又は運搬装置に対して、熱可塑性材料の耐温度安定性を規定
8.11	Mounting means for rack mounted equipment	ラックマウント機器の実装方法	4.2.1	一般	－	
8.11.1	Requirements	要求事項	DD	ラックに搭載される機器の実装方法に対する要求事項	＝	
8.11.2	Mechanical strength test, variable N	機械的強度試験、可変 N	DD.1	一般	＝	
8.11.3	Mechanical strength test, 250 N, including end stops	機械的強度試験、250 N、終端止めを含む	DD.2	機械的強度試験、変数 N	＝	
8.11.4	Compliance	適合性	DD.3	機械的強度試験、250 N、ストッパーを含む	＝	
			DD.4	適合性	＝	

8章 ー 機械的要因による傷害

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
8.12	Telescoping or rod antennas	伸縮式アンテナ又はロッドアンテナ			○	伸縮式アンテナ又はロッドアンテナの端の直径及び取り外し防止を規定

9章 熱による熱傷

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
9	Thermal burn injury	熱による熱傷	4.5.4	接触温度限度	－	
9.1	General	一般事項				
9.2	Thermal energy source classifications	熱エネルギー源の分類				
9.2.1	General	一般事項	4.5.4	接触温度限度	△	室温25℃における通常動作状態、異常動作状態を考 えるが、単一故障状態は考慮しないことを説明。
9.2.2	TS1	TS1			○	TS1の説明（熱エネルギー源のレベルは表42に規定）
9.2.3	TS2	TS2			○	TS2の説明（熱エネルギー源のレベルは表42に規定）
9.2.4	TS3	TS3			○	TS3の説明（熱エネルギー源のレベルは表42に規定）
9.2.5	Touch temperature levels	接触温度レベル	4.5.4	接触温度限度	△	以下を変更 ・接触時間の明確化（長時間接触も含む） ・材質の種類（木）の追加 ・接触温度限度の変更
9.3	Protection against thermal energy	熱エネルギー源に対する保護	4.5.4	接触温度限度	－	
9.3.1	General	一般事項	4.5.4	接触温度限度	△	保護対象を一般人、教育を受けた人、熟練者に拡大
9.3.2	Protection of an ordinary person	一般人の保護	4.5.4	接触温度限度	－	
9.3.2.1	Protection of an ordinary person against TS1	TS1に対する一般人の保護	4.5.4	接触温度限度	△	TS1に対してセーフガードが不要である考えは同一である が、TS1の接触温度限度が異なる。
9.3.2.2	Protection of an ordinary person against TS2	TS2に対する一般人の保護	4.5.4	接触温度限度	△	TS2に対して1つ以上のセーフガードが必要であるが、 TS2の接触温度限度が異なる。
9.3.2.3	Protection of an ordinary person against TS3	TS3に対する一般人の保護	4.5.4	接触温度限度	△	TS3に対する基礎セーフガード及び付加セーフガードの必 要性を規定。TS3の接触温度限度を規定。
9.3.2.4	Compliance	適合性	4.5.2	温度試験	△	適否は目視検査により判定
9.3.3	Protection of an instructed person	教育を受けた人の保護			－	
9.3.3.1	Protection of an instructed person against TS2	TS2に対する教育を受けた人の保護			○	TS2からの教育を受けた人の保護の考えを追加。TS2に 対してはセーフガードが不要であることを規定。
9.3.3.2	Protection of an instructed person against TS3	TS3に対する教育を受けた人の保護			○	TS3からの教育された人の保護の考えを追加。TS3に対 する基礎セーフガード及び付加セーフガードの必要性を 熟練者のTS3への予期せぬ接触の防止について規定
9.3.4	Protection of a skilled person	熟練者の保護			○	
9.4	Requirements for safeguards	セーフガードの要求事項			－	
9.4.1	Equipment safeguard	機器セーフガード			－	
9.4.1.1	Requirements	要求事項	4.5.4	接触温度限度	△	通常動作状態及び異常動作状態の下での熱エネルギーの 伝達を制限するための機器セーフガードについて規定。
9.4.1.2	Test method and compliance	試験方法及び適合性	4.5.2	温度試験	△	室温を25℃とし附属書B.1.7に規定する室温状態で試験を 行なうことを要求。温度測定条件を規定。
9.4.2	Instructional safeguard	指示セーフガード	4.5.4 表4C	接触温度限度	△	指示セーフガードの使用が認められる条件が変更となっ たが、その表示方法・内容はほぼ同一。 ・指示セーフガードは附属書F.5の規定に従う ・注意表示における”警告”が”注意”に変更

10章 放射

【凡例】
 = 技術的内容は同等
 △ 技術上の差異あり
 ○ 新規追加された要求事項
 - 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
10	Radiation	放射	4.3.13	放射	-	
10.1	General	一般事項	4.3.13.1	一般要求	△	過度の音量からの聴覚障害に対する保護も含むことに言及
10.2	Radiation energy source classifications	放射エネルギー源の分類			-	
10.2.1	RS1	RS1			○	RS1の説明
10.2.2	RS2	RS2			○	RS2の説明
10.2.3	RS3	RS3			○	RS3の説明
10.3	Requirements for electromagnetic radiation	電磁放射についての要求			-	
10.3.1	Protection of persons from non-ionising radiation	非電離放射からの人の保護			-	
10.3.1.1	General	一般事項			-	
10.3.1.2	Non-ionising radiation from lasers	レーザーからの非電離放射	4.3.13.5	レーザー(LEDを含む)	-	
10.3.1.2.1	Requirements	要求事項	4.3.13.5	レーザー(LEDを含む)	△	LEDは10.3.1.3で扱われる
10.3.1.2.2	Compliance	適合性	4.3.13.5	レーザー(LEDを含む)	=	LED以外のレーザーについての要求は同一
10.3.1.3	Non-ionising optical radiation from lamps and lamp systems (including LEDs)	ランプ及びランプシステム(LEDを含む)からの非電離光学的放射	4.3.13.4	人体の紫外線(UV)への曝露	-	
10.3.1.3.1	General	一般事項	4.3.13.4	人体の紫外線(UV)への曝露	△	紫外線に限定しない非電離光学的放射に対する要求事項とした。技術内容はIEC 62471を参照し、帯域は200nm～3,000nmを対象とする
10.3.1.3.2	Requirements	要求事項	4.3.13.4	人体の紫外線(UV)への曝露	△	UVに関しては、要求内容は同等
10.3.1.3.3	Compliance	適合性	4.3.13.4	人体の紫外線(UV)への曝露	△	可視光については新規の要求内容。 入手可能なデータシートの検査も行なって判定
10.3.2	Non-ionizing radiation from radio frequencies in the range 0 Hz to 300	0 Hzから300 GHzまでの帯域の電波からの非電離放射	4.3.13.6	その他の種類	○	この技術的項目はIEC 62368-1では扱われない。(それぞれの国家規格を適用)
10.3.3	Protection of persons from ionizing radiation (X-radiation)	電離放射(X線放射)からの人の保護	4.3.13.2	電離放射	-	
10.3.3.1	General	一般事項			-	
10.3.3.2	Requirements	要求事項	4.3.13.2	電離放射	△	RS1,RS2と人の種別との関連を定義
10.3.3.3	Compliance	適合性	H	電離放射線	△	一般人、教育を受けた人の保護の要求は同一。熟練者の保護は新しく規定。北米(アメリカ、カナダ)では要求事項が違うことについて注記の追加。
10.3.3.4	Test method	試験方法	H	電離放射線	△	通常動作状態に加え、異常動作状態、単一故障状態での試験を要求。また、測定5分の間の映像の明瞭さを規定。
10.3.4	Protection of materials from lamps that produce UV radiation	紫外線放射を生成するランプからの材料の保護	4.3.13.3	材料への紫外線(UV)の影響	△	附属書Cに要求事項を記載。 相違は本対比表の附属書C参照。
10.4	Protection against acoustic energy sources	音響エネルギー源に対する保護	4.3.13.6	その他の種類	○	
10.4.1	General	一般事項			○	全ての人に対する耳に近接する音響エネルギー源からの保護を説明
10.4.2	Requirements	要求事項			○	対象となる機器を規定
10.4.3	Protection of ordinary persons	一般人の保護			○	指示セーフガード要求を規定

附属書A — この規格の適用範囲内の機器の例

- 【凡例】
- ＝ 技術的内容は同等
 - △ 技術上の差異あり
 - 新規追加された要求事項
 - － 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
A	Examples of equipment within the scope of this standard	この規格の適用範囲内の機器の例	1.1.1	この規格で包含される機器	△	消費者用電気機器(プロ用オーディオ、ビデオ及び音楽機器装置)を追加

附属書B — 通常動作状態試験, 異常動作状態試験及び単一故障状態試験

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
B	Normal operating condition tests, abnormal operating condition tests and single fault condition tests	通常動作状態試験, 異常動作状態試験及び単一故障状態試験			－	
B.1	General	一般事項			－	
B.1.1	Introduction	序文			－	
B.1.2	Test applicability	試験の適用	1.4.1	試験の適用	△	利用可能なデータが存在するか、又は、試験を行う必要のない証拠があれば、試験をすべきではないことを明記。試験の結果如何で、セーフガードの必要性を示唆。
B.1.3	Type of test	試験のタイプ	1.4.2	形式試験	＝	
B.1.4	Test samples	試験サンプル	1.4.3	試験サンプル	＝	
B.1.5	Measurement of voltages to earth	対地間電圧の測定	1.4.9	接地間電圧測定	＝	
B.1.6	Compliance by inspection of relevant	関連データの調査による適合性	1.4.15	関連データの検討による適否判定	＝	
B.1.7	Temperature measurement conditions	測定時の温度条件	1.4.13	温度測定方法	△	温度測定の大まかな条件が本項にまとめられた。また温度上昇の平衡(安定)したことを判断する指標が新たに明記された。
B.2	Normal operating conditions	通常動作状態			－	
B.2.1	General	一般事項			○	
B.2.2	Supply frequency	供給周波数	1.4.6	試験のための電源周波数	＝	
B.2.3	Supply voltage	供給電圧	1.4.5	試験のための電源電圧	△	トランスに差あり
B.2.4	Normal operating voltages	通常動作電圧	1.4.8	通常動作電圧	△	回路定義の違い(SEL/ELV/TNV等)
B.2.5	Input test	入力試験	1.6.2	入力電流	△	インプット試験の条件
B.2.6	Operating temperature measurement conditions	動作温度測定条件	1.4.12	温度測定条件	－	
B.2.6.1	General	一般事項	1.4.12.1	一般	＝	60950ではEUT、62368ではequipment
B.2.6.2	Operating temperature dependent heating/cooling	加熱/冷却に依存する動作温度	1.4.12.2	温度に依存する機器	△	温度測定の代替条件が追記(Alternatively～)
B.2.6.3	Operating temperature independent heating/cooling	加熱/冷却に依存しない動作温度	1.4.12.3	温度に依存しない機器	＝	
B.2.7	Battery charging under normal operating conditions	通常動作状態下での電池充電			○	充電時の電流、電圧、温度について規定
B.3	Simulated abnormal operating conditions	模擬異常動作状態	1.4.14	擬似故障及び異常状態	－	
B.3.1	General	一般事項	1.4.14	擬似故障及び異常状態	△	模擬異常動作の一般事項を規定 換気用開口部の覆いの仕方を規定 IEC60065 4.3.10に記載有り
B.3.2	Covering of ventilation openings	換気用開口部の覆い			○	
B.3.3	DC mains polarity test	直流主電源極性試験	3.2.1.2	直流主電源への接続	△	
B.3.4	Setting of voltage selector	電圧切替器の調整			○	
B.3.5	Maximum load at output terminals	出力端子の最大負荷			○	
B.3.6	Reverse battery polarity	電池の極性反転			○	
B.3.7	Audio amplifier abnormal operating conditions	オーディオ増幅器の異常動作状態			○	
B.3.8	Compliance during and after abnormal operating conditions	異常動作状態中及びその後の適合性			○	
B.4	Simulated single fault conditions	単一故障状態の模擬	1.4.14	擬似故障及び異常状態	－	
B.4.1	General	一般事項	1.4.14	擬似故障及び異常状態	△	safeguardの概念が追加された
B.4.2	Temperature controlling device	温度制御デバイス	1.5.3	温度制御	△	
B.4.3	Motor tests	モータ試験	B	異常状態でのモータに対する試験	－	
B.4.3.1	Blocked motor test	ブロックされたモータの試験	B2	試験条件	△	

附属書B — 通常動作状態試験, 異常動作状態試験及び単一故障状態試験

【凡例】
 = 技術的内容は同等
 △ 技術上の差異あり
 ○ 新規追加された要求事項
 - 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
B.4.3.2	Compliance	適合性	B3	最高温度	=	
B.4.4	Short circuit of functional insulation	機能絶縁の短絡			○	
B.4.4.1	Short circuit of clearances for functional insulation	機能絶縁に対する空間距離の短絡			○	
B.4.4.2	Short circuit of creepage distances for functional insulation	機能絶縁に対する沿面距離の短絡			○	
B.4.4.3	Short circuit of functional insulation on coated printed boards	コーティングされたプリント配線板の機能絶縁の短絡			○	
B.4.5	Short circuit and interruption of electrodes in tubes and semiconductors	電子管及び半導体の電極の短絡及び遮断			○	
B.4.6	Short circuit or disconnection of passive components	受動コンポーネントの短絡又は切断			○	
B.4.7	Continuous operation of components	コンポーネントの連続動作	5.3.8	無人使用を意図する機器	△	
B.4.8	Compliance during and after single fault conditions	単一故障状態中及びその後の適合性	5.3.7	異常動作及び故障状態での適合基準	△	単一故障状態での適合性に限定
B.4.9	Battery charging under single fault conditions	単一故障状態での電池充電	4.3.8	バッテリー	△	附属書Mで詳細規定している

附属書C — 紫外線

【凡例】
= 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
— 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
C	UV radiation	紫外線	4.3.13	放射線	—	
C.1	Protection of materials in equipment from UV radiation	機器内の材料の紫外線からの保護	4.3.13	放射線	—	
C.1.1	General	一般事項	4.3.13.1	一般	—	
C.1.2	Requirements	要求事項	4.3.13.3	材料への紫外線(UV)の影響	△	以下を除き、同一。 ・衝撃を防護する部品に対する衝撃特性に対し、試験結果を代表する材料厚み(0.75mmまで) ・フィルタ及びレンズはセーフガードとして使用してもよいし、エンクロージャの一部として役立てもよいことを追加
C.1.3	Test method	試験方法	4.3.13.3	材料への紫外線(UV)の影響	=	
C.2	UV light conditioning test	紫外線処理試験	Y	紫外線処理試験	—	
C.2.1	Test apparatus	試験器具	Y.1	試験器具	△	以下を除き同一。 ・試験器具の動作条件(相対湿度:50±5%)を削除
C.2.2	Mounting of test samples	試験サンプルの取り付け	Y.2	試験サンプルの取付け	=	
C.2.3	Carbon-arc light-exposure test	カーボンアーク照射試験	Y.3	カーボンアーク照射器具	=	
C.2.4	Xenon-arc light-exposure test	キセノンアーク照射試験	Y.4	キセノンアーク照射器具	=	

附属書D — 発生器

【凡例】
 = 技術的内容は同等
 △ 技術上の差異あり
 ○ 新規追加された要求事項
 — 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
D	Test generators	発生器	N	インパルス発生器	—	
D.1	Impulse test generators	インパルス発生器	N.1	ITU-Tインパルス発生器	△	・主要な部分は同等。 ・インパルスのピーク電圧に関する注意書き追加。
D.2	Antenna interface test generator	アンテナインタフェース試験発生器	N.2	JIS C6065インパルス発生器	=	
D.3	Electronic pulse generator	電気的パルス発生器			○	・高圧ランプ用電気的パルス発生器

附属書E - オーディオ増幅器を含む機器の試験状態

【凡例】
 = 技術的内容は同等
 △ 技術上の差異あり
 ○ 新規追加された要求事項
 - 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
E	Test conditions for equipment containing audio amplifiers	オーディオ増幅器を含む機器の試験状態	5.3.6	情報技術機器のオーディオ増幅器	△	・60950-1には試験条件について6065を参照せよと記載あり。
E.1	Audio amplifier normal operating conditions	オーディオ増幅器の通常動作状態	5.3.6	情報技術機器のオーディオ増幅器	○	・増幅器を内蔵した装置(オルガン、楽器、マルチチャンネル増幅器等)において、1000Hz(1000Hzを意図していない場合はピーク応答周波数)で動作しなければならない。 ・通常動作状態における動作条件の考慮事項。
E.2	Audio amplifier abnormal operating conditions	オーディオ増幅器の異常動作状態	5.3.6	情報技術機器のオーディオ増幅器	○	・60950-1には6065の4.3.5に従えと記載あり、E2の内容は6065の4.3.5と同等。 ・出力端子に最も不利な定格負荷インピーダンス(短絡を含む)に、ゼロから最大到達出力電力までの最も不利な出力状態に調整して模擬しなければならない。

附属書F — 機器の表示, 説明書及び指示セーフガード

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
F	Equipment markings, instructions, and instructional safeguards	機器の表示, 説明書及び指示セーフガード	1.7.2.1	一般要求 (表示および指示)	－	
F.1	General	一般事項	1.7.2.1	一般要求 (表示および指示)	△	以下を除き、同一。 ・60950-1では明記されていた「サービス従事者のみが読む文書は英語だけでよい」が削除されている
F.2	Letter symbols and graphical symbols	文字シンボルおよび図形シンボル	1.7	表示および指示	－	
F.2.1	Letter symbols	文字シンボル			○	文字シンボルに適用する規格(IEC60027-1)を規定
F.2.2	Graphical symbols	図形シンボル	1.7	表示および指示	＝	
F.2.3	Compliance	適合性	1.7	表示および指示	＝	
F.3	Equipment markings	機器表示	1.7.1	電源定格及び識別表示	－	
F.3.1	Equipment marking locations	機器表示位置	1.7.1	電源定格及び識別表示	△	以下を除き、同一。 ・手で容易にアクセス可能な場所に表示してもよい。 ・工具なしに取り外せる部分には表示してはならない。
F.3.2	Equipment identification markings	機器識別表示	1.7.1.2	識別表示	－	
F.3.2.1	Manufacturer identification	製造業者識別	1.7.1.2	識別表示	△	責任をもつ事業名の表示も許容
F.3.2.2	Model identification	モデル識別	1.7.1.2	識別表示	＝	
F.3.2.3	Compliance	適合性	1.7	表示および指示	＝	
F.3.3	Equipment rating markings	機器定格表示	1.7.1.1	電気定格の表示	－	
F.3.3.1	Equipment without direct connection to mains	主電源に直接接続しない機器	1.7.1.1	電気定格の表示	＝	
F.3.3.2	Nature of the supply voltage	供給電圧の種類	1.7.1.1	電気定格の表示	△	以下を除き、同一。 ・供給電圧の種類は、電圧のすぐ後に続けて表示しなければならない。図記号を使用してもよい。 ・交流の表示も必要 ・3相機器には“3相”、“3φ”又は他の方法で識別してもよい
F.3.3.3	Rated voltage	定格電圧	1.7.1.1	電気定格の表示	△	以下を除き、同一。 ・供給電圧の種類は、電圧定格表示のすぐ後ろに表示しなければならない。 ・公差などの表示方法を追加
F.3.3.4	Rated frequency	定格周波数	1.7.1.1	電気定格の表示	△	範囲、公差などの表示方法を追加
F.3.3.5	Rated current or rated power	定格電流又は定格電力	1.7.1.1	電気定格の表示	△	定格電流の代わりに定格電力の表示を許容 定格電圧範囲をもつ機器についてはその電流又は電力の定格はどのように表示しなければならないかが規定されていないが、同等
F.3.3.6	Equipment with multiple supply connections	複数の電源接続のある機器	1.7.1.1	電気定格の表示	＝	
F.3.3.7	Compliance	適合性	1.7	表示および指示	＝	
F.3.4	Voltage setting device	電圧設定デバイス	1.7.4	電源電圧調整	△	電圧設定デバイスで変更された電圧の表示を要求
F.3.5	Terminals and operating devices	端子および動作デバイス	1.7	表示および指示	－	
F.3.5.1	Mains appliance outlet and socket-outlet markings	主電源機器アウトレット及びコンセントの表示	1.7.5	機器の電源アウトレット	△	操作者がアクセス可能でなくても対象
F.3.5.2	Switch position identification marking	スイッチ位置の識別表示	1.7.8.3	図記号	△	ON/OFF表示に言語も許容

附属書F — 機器の表示, 説明書及び指示セーフガード

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
F.3.5.3	Replacement fuse identification and rating markings	交換ヒューズ識別及び定格表示	1.7.6 2.7.6	ヒューズの識別 サービス従事者に対する警告	△	以下を除き、同一。 ・熟練者のみが交換可能なヒューズは、ヒューズ近傍への表示又はサービス説明書のみへの記載で可 ・中性線にヒューズを用いる場合は、その旨の記述と相導体への電力遮断のために主電源を切断する指示を記述
F.3.5.4	Replacement battery identification marking	交換電池の識別表示	1.7.13	交換可能な電池	△	F.3.5.4は指示セーフガードの書き方だけを規定(F.5に従った記述方法)。その記述内容はM.4.1で規定。
F.3.5.5	Compliance	適合性	1.7	表示および指示	=	
F.3.6	Equipment markings related to equipment classification	機器分類に関連した機器表示	1.7.1.2	識別表示	-	
F.3.6.1	Class I equipment	クラス I 機器	1.7.7	配線用端子	-	
F.3.6.1.1	Protective earthing conductor terminal	保護接地導体端子	1.7.7.1	保護用の接地、及びボンディングの端子	=	
F.3.6.1.2	Neutral conductor terminal	中性導体端子	1.7.7.2	交流主電源導体用端子	△	恒久接続形機器及び通常非着脱式電源コードを有する機器が対象だったが、通常非着脱式電源コードを有する機器を対象から外した
F.3.6.1.3	Protective bonding conductor terminals	保護ボンディング導体端子	1.7.7.1	保護用の接地、及びボンディングの端子	=	
F.3.6.1.4	Terminal marking location	端子表示の位置	1.7.7	配線用端子	=	
F.3.6.2	Class II equipment	クラス II 機器	1.7.1.2 2.6.2	識別表示 機能接地	=	
F.3.6.3	Compliance	適合性	1.7	表示および指示	=	
F.3.7	Equipment IP rating marking	機器のIP定格表示			○	IPX0以外の機器への表示を要求
F.3.8	Durability, legibility and permanence of markings	表示の耐久性、可読性及び永続性	1.7.11	耐久性	△	色を使う場合はISO3864に従う
F.3.9	Test for the permanence of markings	表示の永続性に対する試験	1.7.11	耐久性	-	
F.3.9.1	General	一般事項	1.7.11	耐久性	△	データシートの活用を許容
F.3.9.2	Testing procedure	試験手順	1.7.11	耐久性	△	水と石油でこする場所又はサンプルを変えることを規定
F.3.9.3	Petroleum spirit	石油スピリット	1.7.11	耐久性	△	以下を除き、同一。 ・60950-1では2種類のヘキサンを規定したが、62368-1では1種類のみ規定。
F.3.9.4	Compliance	適合性	1.7.11	耐久性	=	
F.4	Instructions	説明書	1.7.2	安全指示および表示	△	必要な指示が追加
F.5	Instructional safeguards	指示セーフガード			○	指示セーフガードの構成要素および指示セーフガードの表示場所を規定。

附属書G - コンポーネント

【凡例】
= 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
- 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
G	Components	コンポーネント	1.5	コンポーネント	-	
G.1	Switches	スイッチ			-	
G.1.1	General	一般事項			-	PS、PISの概念が入っている
G.1.2	Requirements for switches	スイッチの要求事項	2.8.7 2.8.7.2 2.8.7.3	スイッチ及びリレー 過負荷試験 耐久試験	○	・60950-1は安全インターロックの視点からの要求だが、62368-1は指定領域で使用するコンポーネントとしての要求である。 ・IEC60065の14.6.6、14.6.10(主電源スイッチ) (IEC61058-1に基づいた要求)
G.1.3	Test method	試験方法	2.8.7 3.4.2	スイッチ及びリレー 遮断デバイス	△	・主電源スイッチとして、60950では試験方法が明示されていない
G.1.4	Compliance	適合性	2.8.7 2.8.7.2 2.8.7.3	スイッチ及びリレー 過負荷試験 耐久試験	△	・IEC60065の14.6.10(主電源スイッチ)
G.2	Thermal cut-offs	サーマルカットオフ	1.2.11.3	温度過昇防止器	-	
G.2.1	Requirements for thermal cut-offs	サーマルカットオフの要求事項			○	・IEC60065の14.5.1.1(サーマルカットアウト)
G.2.2	Test method	試験方法			○	・IEC60065の14.5.1.1(サーマルカットアウト)
G.2.3	Compliance	適合性			○	・IEC60065の14.5.1.1(サーマルカットアウト)
G.3	Thermal links	温度ヒューズ			-	
G.3.1	Requirements for thermal links	温度ヒューズの要求事項			○	・IEC60065の14.5.1.2(温度ヒューズ)
G.3.2	Compliance and test method	適合性及び試験方法			○	・IEC60065の14.5.1.2(温度ヒューズ)
G.4	PTC thermistors	PTCサーミスタ	2.5	電流制限された電力源(LPS) 有限電源	△	・IEC60950の2.5有限電源のb)の要求+αである ・IEC60065の14.5.3(PTCサーミスタ)にIEC60730-1 Type 2.A.L.actionの適合が追加。
G.5	Overcurrent protective devices	過電流保護デバイス	1.5.1 1.7.2.3	一般(1.5 コンポーネント) 過電流保護デバイス	△	・安全性に係わる部品は、IEC部品規格に適合していなければならない
G.6	Protective devices not mentioned in Clauses G.2 to G.5	箇条G.2-G.5に該当しない保護デバイス			-	
G.6.1	Other protective devices requirements	他の保護デバイスへの要求事項			○	・IEC60065の14.5.4(14.5.1.2.3の適用を受けない保護装置)
G.6.2	Compliance and test method	適合性及び試験方法			○	・IEC60065の14.5.4(14.5.1.2.3の適用を受けない保護装置)
G.7	Transformers	トランス			-	
G.7.1	General	一般事項	5.3.3 C	変圧器 変圧器	○	
G.7.2	Insulation	絶縁			-	
G.7.2.1	Requirements	要求事項	C.2	絶縁材	△	[62368で追加部分] 変圧器が保護目的の接地された遮蔽板を組み込んでいる場合、変圧器は接地された遮蔽板と変圧器の接地端子の間の5.6.6.4項の試験を合格すべきである。
G.7.2.2	Compliance criteria	適合性判定	C.2	絶縁材	=	※詳細は不明だが、要求事項は同じ⇒“適否は目視検査、測定、及び該当する場合、試験によって判定する。”
G.7.3	Transformer overload tests	トランスの過負荷試験			-	
G.7.3.1	Test conditions	試験条件	C.1	過負荷試験	△	[62368で追加部分] 故障がセーフガードにより起こらない場合、試験は行わない。

附属書G - コンポーネント

【凡例】
= 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
- 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
G.7.3.2	Compliance	適合性	C.1	過負荷試験	△	[62368で追加部分] 表G.2変圧器の巻線とモーターの巻線の許容温度限度値の種類に変更
G.7.3.3	Alternative test method	代替試験方法	B.6.2 B.6.3 B.6.4 B.7.3 B.7.4	試験手順 代替試験方法 耐電圧試験 代替試験方法 耐電圧試験	△	・条件に“回路の短絡、又は折り返し状態がなく、それ以上負荷を少しも増やすことができない。”が追加された。 ・要求事項に“金属の溶融を起こしてはならない。”が追加された。 ・耐電圧試験の電圧値を60%に制限していない。
G.8	Motor	モータ	B	異常状態でのモータに対する試験	-	タイトルのみ
G.8.1	General Requirements	一般要求事項	B.1	一般要求	=	表現は相違するが基本的要求は同等
G.8.2	Motor overload test conditions	モータの過負荷試験条件	B.2	試験条件	=	表現は相違するが基本的要求は同等(例: Thermal cut-outs vs thermal cut-offs)
G.8.3	Running overload test	過負荷運転試験	B.4	過負荷運転試験	=	表現は相違するが基本的要求は同等(例: normal load vs normal operationg conditions)
G.8.4	Locked motor overload test	回転子拘束過負荷試験	B.5	回転子拘束過負荷試験	=	表現は相違するが基本的要求は同等
G.8.5	Running overload test for d.c. motors	直流モータに対する過負荷運転試験			-	
G.8.5.1	Requirement	要求事項	B.6.1	一般要求	=	表現は相違するが基本的要求は同等
G.8.5.2	Test method	試験方法	B.6.2	試験手順	=	表現は相違するが基本的要求は同等(例: normal load vs normal operationg conditions)
G.8.5.3	Alternative test method	代替試験方法	B.6.3	代替試験方法	=	試験条件を明示したが、基本的要求は同等
G.8.5.4	Electric strength test	耐電圧試験	B.6.4	耐電圧試験	△	動作電圧をES1 で表現しているため差異ありとしているが、基本的要求は同等
G.8.6	Locked-rotor overload test for d.c.motors	直流モータに対する回転子拘束過負荷試験			-	
G.8.6.1	Requirement	要求事項	B.7.1	一般要求	=	表現は相違するが基本的要求は同等
G.8.6.2	Test method	試験方法	B.7.2	試験手順	=	
G.8.6.3	Alternative test method	代替試験方法	B.7.3	代替試験手順	=	
G.8.7	Compliance	適合性			-	
G.8.7.1	Electric strength test	耐電圧試験	B.7.4	耐電圧試験	△	動作電圧をES1 で表現しているため差異ありとしているが、基本的要求は同等
G.8.7.2	Maximum temperature	最高温度	B.3 B.4	最高温度 過負荷運転試験	=	表現と950参照先は相違するが基本的要求は同等
G.8.8	Compliance and test method for motors with capacitors	コンデンサモータに対する適合性と試験方法	B.8	コンデンサモータに対する試験	=	
G.8.9	Compliance and test method for three-phase motors	三相モータに対する適合性と試験方法	B.9	三相モータに対する試験	=	
G.8.10	Compliance and test method for series motors	直巻モータに対する適合性と試験方法	B.10	直巻モータに対する試験	=	
G.9	Mains supply cords	主電源コード			-	
G.9.1	General	一般事項	3.2.5.1	交流電源コード	=	適合性関連を別項に移動、演奏家用機器の要求を追加
G.9.2	Compliance and test method	適合性及び試験方法	3.2.5.1	交流電源コード	=	
G.9.3	Cord anchorage and strain relief for non-detachable power supply cords	非脱着式電源コードのコード留め及びストレインリリーフ			-	
G.9.3.1	General	一般事項	3.2.6	コード留め及びストレインリリーフ	△	要求事項なく適用範囲を規定するが、コードの接続先をES2,ES3,PS3を含むよう拡大
G.9.3.2	Cord strain relief	コードのストレインリリーフ			-	
G.9.3.2.1	Requirements	要求事項	3.2.6	コード留め及びストレインリリーフ	△	ほぼ同一の内容だが、張力試験後に回転力試験を実施

附属書G - コンポーネント

【凡例】
= 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
- 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
G.9.3.2.2	Strain relief mechanism failure	ストレインリリーフ構造の故障	3.2.6	コード留め及びストレインリリーフ	=	
G.9.3.2.3	Cord sheath or jacket position	コードのシースや外装の位置	3.2.7	機械的損傷に対する保護	=	
G.9.3.2.4	Strain relief comprised of polymeric material	ポリマー材料からなるストレインリリーフ			○	
G.9.4	Cord entry	コード引き込み口			○	新規、ただし3.2.6項を元に作成されている
G.9.5	Non-detachable cord bend protection	非脱着式コードの折り曲げの保護			=	
G.9.5.1	Requirements	要求事項	3.2.8	コードガード	=	
G.9.5.2	Compliance and test method	適合性及び試験方法	3.2.8	コードガード	=	
G.9.6	Cord replacement	コードの交換			○	
G.9.7	Supply wiring space	電源電線用スペース			=	
G.9.7.1	General requirements	一般要求事項	3.2.9	電源配線用スペース	=	
G.9.7.2	stranded wire	より線			=	
G.9.7.2.1	Requirements	要求事項	3.3.8	より線	=	
G.9.7.2.2	Compliance and test method	適合性及び試験方法	3.3.8	より線	△	動作電圧をES3 で表現しているため差異ありとしているが、基本的要求は同等
G.10	Metal Oxide Varistors	金属酸化バリスタ	1.5.9	サージサプレッサ	=	
G.10.1	General	一般事項	1.5.9.1	一般 (備考1)	△	VDR:Voltage Dependant Resistorの名称で説明している
G.10.2	Basic safeguard	基礎セーフガード	1.5.9.4	VDRの基礎絶縁の橋絡	△	附属書Qと同等だが、最大連続電圧が定格電圧(又は定格電圧範囲の上限)の1.25倍になっている(IEC60950-1は、1.2倍)
G.10.3	Supplementary safeguard	付加セーフガード	1.5.9.5	VDRの付加、二重又は強化絶縁の橋絡	○	試験条件が規定されている
G.10.3.1	General	一般事項			=	
G.10.3.2	Sudden failure	突発故障	1.5.9.2	VDRの保護	○	保護デバイスの要求追加
G.10.3.3	Gradual failure	劣化故障	1.5.9.2	VDRの保護	○	PS3回路の発火、延焼の要求が追加
G.11	Wound components	巻線コンポーネント			=	
G11.1	Wire insulation in wound components	巻線コンポーネントの電線の絶縁材	2.10.5.11	巻線コンポーネントの絶縁	=	
G.11.1.1	General	一般事項	2.10.5.12	巻線コンポーネント内の電線	△	ES2の概念あり
G.11.1.2	Solvent-based enamel winding insulation	溶剤ベースのエナメル巻きの絶縁	2.10.5.13	巻線コンポーネント内に溶剤ベースのエナメルをもつ電線	△	ES1、ES2の概念あり
G.11.1.3	Protection against mechanical stress in wound components	巻線コンポーネントの機械的ストレスに対する保護	2.10.5.12	巻線コンポーネント内の電線	=	
G.11.1.4	Compliance and test method	適合性及び試験方法	2.10.5.12	巻線コンポーネント内の電線	=	
G.11.2	Additional insulation in wound	巻線コンポーネントの追加の絶縁	2.10.5.14	巻線コンポーネント内の追加の絶縁	=	
G11.2.1	General requirements	一般要求事項	2.10.5.14	巻線コンポーネント内の追加の絶縁	△	ES2の概念あり
G11.2.2	Compliance and test method	適合性及び試験方法	2.10.5.14	巻線コンポーネント内の追加の絶縁	=	
G.11.3	Endurance on wound components	巻線コンポーネントの耐久試験	U	中間絶縁層なしで使用する絶縁巻線電線	=	
G.11.3.1	General test requirements	一般試験要求事項	U	中間絶縁層なしで使用する絶縁巻線電線	△	試験の適用が示されている
G.11.3.2	Compliance	適合性	U	中間絶縁層なしで使用する絶縁巻線電線	△	適合性の具体的なサンプルの状態が記載されている
G11.3.3	Heat run test	連続加熱試験	U	中間絶縁層なしで使用する絶縁巻線電線	△	表G.6 サイクル毎の試験温度及び試験時間(日)と表U.2オープン温度条件が異なる
G11.3.4	Vibration test	振動試験			○	振動試験の追加
G11.3.5	Wound components supplied from the main	主電源から供給を受ける巻線コンポーネント			○	
G.12	Circuits generating starting pulse	始動パルスが発生する回路			=	

附属書G - コンポーネント

【凡例】
= 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
- 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
G.12.1	Insulation in circuits generating starting pulses	始動パルスを発生する回路の絶縁			○	
G.12.2	Clearances in circuits generating starting pulses	始動パルスを発生する回路の空間距離			○	
G.13	IC current limiters	IC電流制限器	CC	集積回路(IC)制限器の評価	△	「IEC60730-1:1999 H.17.1.4.2」が追加 SELV⇒ES1 350mH⇒352mHに変更
G.14	Test for resistors serving as safeguard	セーフガード用抵抗器の試験	1.5.7	絶縁橋絡抵抗器	-	
G.14.1	General	一般事項			-	
G.14.2	Resister test	抵抗試験	1.5.7.2	交流主電源と他の回路間の二重絶縁、強化絶縁を橋絡する抵抗	△	抵抗試験のみ共通
G.14.3	Test for resistors serving as safeguards between the mains and an external circuit consisting of a coaxial cable	主電源と同軸ケーブルから成る外部回路との間のセーフガード用抵抗器の試験	1.5.7.3	交流主電源とアンテナ又は同軸ケーブルとの間の二重絶縁又は強化絶縁を橋絡する抵抗器	-	
G.14.3.1	General	一般事項	1.5.7.3	交流主電源とアンテナ又は同軸ケーブルとの間の二重絶縁又は強化絶縁を橋絡する抵抗器	-	
G.14.3.2	Voltage surge test	電圧サージ試験	1.5.7.3	交流主電源とアンテナ又は同軸ケーブルとの間の二重絶縁又は強化絶縁を橋絡する抵抗器	○	
G.14.3.3	Impulse test	インパルス試験	1.5.7.3	交流主電源とアンテナ又は同軸ケーブルとの間の二重絶縁又は強化絶縁を橋絡する抵抗器	△	規格の要求の表現はより具体的になっている
G.14.3.4	Compliance	適合性	1.5.7.3	交流主電源とアンテナ又は同軸ケーブルとの間の二重絶縁又は強化絶縁を橋絡する抵抗器	=	
G.15	Capacitors and RC units serving as safeguards bridging insulation	絶縁を橋絡するセーフガード用コンデンサとRCユニット			-	
G.15.1	General	一般事項	1.5.6	絶縁を橋絡するコンデンサ	-	この細分簡条がセーフガード用コンデンサとRCユニットの試験の要求事項であることを明記。
G.15.2	Conditioning of capacitors and RC units	コンデンサとRCユニットの条件	1.5.6 1.5.7	絶縁を橋絡するコンデンサ 絶縁を橋絡する抵抗器	△	・RCユニットを含めた要求になっている。 ・要求事項は附属書Gに集約された。 ・コンデンサ自体の要求はセーフガードと絡めた記述になっている。 ・60950-1のamd. 1で付表の記述が大きく変わり、62368-1の記述と一致しないが、表G.7は表1C(60950-1)に、また表G.8は表1D(60950-1)に対応している。G.9からG.11は新規だが参考扱いである。
G.15.3	Rules for selecting capacitors	コンデンサの選択基準	1.5.6	絶縁を橋絡するコンデンサ	△	同上
G.15.4	Informative examples of the application of capacitors	コンデンサの適用参考例	1.5.6	絶縁を橋絡するコンデンサ	△	同上
G.16	Optocouplers as safeguards	セーフガード用オプトカブラ	2.10.5.4	半導体デバイス	△	セーフガードとの関連の記述以外は60950-1と同等の記述
G.17	Relays	リレー			-	

附属書G - コンポーネント

【凡例】
 = 技術的内容は同等
 △ 技術上の差異あり
 ○ 新規追加された要求事項
 - 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
G.17.1	General	一般事項				
G.17.2	Requirements for relays	リレーの要求事項	2.8.7	スイッチ、リレー及びそれらに関連する回路	○	60950-1は安全インターロックの視点からの要求だが、62368-1は指定領域で使用するコンポーネントとしての要求である。
G.17.3	Overload test	過負荷試験	2.8.7.2	過負荷試験	=	
G.17.4	Electric strength test	耐電圧試験	2.8.7.4	耐電圧試験	△	ES2.ES3によって試験電圧を分けている。
G.17.5	Relay controlling mains socket-outlets	主電源のコンセントを制御するリレー			○	主電源リレーへの要求追加
G.17.6	Test method	試験方法			○	主電源リレーへの試験追加
G.17.7	Compliance	適合性			○	リレーの物理的な状態にも言及
G.18	Printed boards	プリント配線板			-	
G.18.1	General	一般事項	2.10.6	プリント基板の構造	-	ceramic transformerは削除
G.18.2	Uncoated printed boards	コーティングを施さないプリント配線板	2.10.6.1	コーティングを施さないプリント基板	=	
G.18.3	Coated printed boards	コーティングを施したプリント配線板	2.10.6.2	コーティングを施したプリント基板	△	【60950からの削除】 製造は、附属書RのR.1の例のような保証レベルと少なくとも同等な品質管理プログラムを敷いていること。 絶縁距離: Table G.12の各値がTable 2Q(60950-1)と異なる ↓ 導体部分相互間の沿面距離の80%以上の部分にコーティングを施さなければならない。(950) ↓ 導体部分相互間全体部分にコーティングを施さなければならない。(62368)
G.18.4	Insulation between conductors on the same inner surface	同一内部表面上の導体間の絶縁	2.10.6.3	プリント基板の同一内部表面上の導体間の絶縁	=	
G.18.5	Insulation between conductors on different surfaces	異なる表面上の導体間の絶縁	2.10.6.4	プリント基板の異なる表面上の導体間の絶縁	=	For basic insulation there is no thickness requirement.のみ追記
G.18.6	Tests on coated printed boards	コーティングを施したプリント配線板の試験			-	
G.18.6.1	Sample preparation and preliminary inspection	サンプルの準備および予備試験	2.10.8.1	サンプルの準備および予備試験	=	
G.18.6.2	Thermal conditioning	熱処理	2.10.8.2	熱処理	=	
G.18.6.3	Electric strength test	耐電圧試験	2.10.8.3	耐電圧試験	=	
G.18.6.4	Abrasion resistance test	耐磨耗性試験	2.10.8.4	耐剥離性試験	=	G18.6.4の機械的応力は本文の注記に追加。従い要求ではないため差異は=
G.19	Coatings on component terminals	コンポーネントの端子のコーティング			-	
G.19.1	Requirements	要求事項	2.10.7	コンポーネントの外部接続部	△	絶縁距離: Table G.12の各値がTable 2Q(60950-1)と異なる
G.19.2	Compliance and test method	適合性及び試験方法	2.10.7	コンポーネントの外部接続部	=	
G.20	Mains connectors	主電源コネクタ	3.2.4	機器用インレット	△	G.20 は3.2.4(60950-1)に類似要求あり。ただし IEC60906-1, -2 については追加
G.21	Liquid filled components	液体が充填されたコンポーネント			-	
G.21.1	General	一般事項	4.3.11	液体又は気体の容器	○	液体を収納する機器の要求はあったが、LFCの要求は全くの新規項目と考える
G.21.2	Requirements	要求事項			○	
G.21.3	Compliance and test methods	適合性及び試験方法			-	
G.21.3.1	Hydrostatic pressure test	静水圧試験			○	
G.21.3.2	Creep resistance test	クリープ抵抗試験			○	
G.21.3.3	Tubing and fittings compatibility test	管材料と部品の親和性試験			○	

附属書G - コンポーネント

- 【凡例】
- = 技術的内容は同等
 - △ 技術上の差異あり
 - 新規追加された要求事項
 - 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
G.21.3.4	Vibration test	振動試験			○	
G.21.3.5	Thermal cycling test	温度サイクル試験			○	
G.21.3.6	Force test	外力試験			○	
G.21.4	Compliance	適合性			○	
G.22	Connectors other than mains	主電源コネクタ以外のコネクタ	3.2.1.2	直流主電源への接続	=	交流主電源以外で誤挿入による危険を排除した要求

附属書H — 呼出信号に関する判断基準

【凡例】
 = 技術的内容は同等
 △ 技術上の差異あり
 ○ 新規追加された要求事項
 - 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
H	Criteria for telephone ringing signals	呼出信号に関する判断基準	M	呼出テスト信号に関する判断基準	-	
H.1	General	一般事項	M.1	序	=	
H.2	Method A	方法A	M.2	方法A	=	
H.3	Method B	方法B	M.3	方法B	△	・注記削除。
H.3.1	Ringing signal	呼出信号	M.3.1	呼出テスト信号	=	
H.3.1.1	Frequency	周波数	M.3.1.1	周波数	=	
H.3.1.2	Voltage	電圧	M.3.1.2	電圧	=	
H.3.1.3	Cadence	旋律	M.3.1.3	旋律	=	
H.3.1.4	Single fault current	単一故障電流	M.3.1.4	単一故障電流	=	
H.3.2	Tripping device and monitoring voltage	トリッピングデバイス及び警告用電圧	M.3.2	トリッピングデバイス及び警告用電圧	=	
H.3.2.1	Conditions for use of a tripping device or a monitoring voltage	トリッピングデバイス又は警告用電圧使用条件	M.3.2.1	トリッピングデバイス又は警告用電圧使用条件	=	
H.3.2.2	Tripping device	トリッピングデバイス	M.3.2.2	トリッピングデバイス	=	
H.3.2.3	Monitoring voltage	警告用電圧	M.3.2.3	警告用電圧	=	

附属書I — 過電圧区分

- 【凡例】
- = 技術的内容は同等
 - △ 技術上の差異あり
 - 新規追加された要求事項
 - 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
I	Overvoltage categories	過電圧区分	Z	過電圧区分	=	

附属書J — 介在絶縁物なしで使用する絶縁巻線電線

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
J	Insulated winding wires for use without interleaved insulation	介在絶縁物なしで使用する絶縁巻線電線	U	介在絶縁物なしで用いる絶縁巻線	－	
J.1	General	一般事項	U	介在絶縁物なしで用いる絶縁巻線	＝	
J.2	Sampling tests	抜取試験				
J.2.1	General	一般事項	U.2	形式試験	＝	
J.2.2	Electric strength	耐電圧	U.2.1	耐電圧	△	<ul style="list-style-type: none"> 「5.2.2の適切な試験電圧」の表現が「表31,32,33の最も高い適切な試験電圧」との表現に変更 試験電圧の最低値 強化絶縁の場合、8.4 kV(peak)が追加 基礎絶縁又は付加絶縁の場合、4.2 kV (peak)が追加
J.2.3	Flexibility and adherence	可とう性及び接着性	U.2.2	可とう性及び密着性	△	<ul style="list-style-type: none"> 「5.2.2の適切な試験電圧」の表現が「表31,32,33の最も高い適切な試験電圧」との表現に変更 試験電圧の最低値 強化絶縁の場合、4.2 kV(peak)が追加 基礎絶縁又は付加絶縁の場合、2.1 kV (peak)が追加 表J.1導体の呼び径の欄 以上、以下の表現追加
J.2.4	Heat shock	熱衝撃	U.2.3	熱衝撃	△	<ul style="list-style-type: none"> 「5.2.2の適切な試験電圧」の表現が「表31,32,33の最も高い適切な試験電圧」との表現に変更 試験電圧の最低値 強化絶縁の場合、4.2 kV(peak)が追加 基礎絶縁又は付加絶縁の場合、2.1 kV (peak)が追加 表J.2内熱クラス(N)、(R)の表示追加
J.2.5	Retention of electric strength after bending	屈曲後の耐電圧保持	U.2.4	屈曲後の耐電圧保持	△	<ul style="list-style-type: none"> 「5.2.2の適切な試験電圧」の表現が「表31,32,33の最も高い適切な試験電圧」との表現に変更 試験電圧の最低値 強化絶縁の場合、4.2 kV(peak)が追加 基礎絶縁又は付加絶縁の場合、2.1 kV (peak)が追加
J.3	Testing during manufacturing	製造中の試験	U.3	製造中の試験	＝	
J.3.1	General	一般事項	U.3	製造中の試験	＝	
J.3.2	Routine test	ルーチン試験	U.3.1	ルーチン試験	△	<ul style="list-style-type: none"> 「5.2.2の適切な試験電圧」の表現が「表31,32,33の最も高い適切な試験電圧」との表現に変更 試験電圧の最低値 強化絶縁の場合、4.2 kV(peak)が追加 基礎絶縁又は付加絶縁の場合、2.1 kV (peak)が追加
J.3.3	Sampling test	抜取試験	U.3.2	抜取試験	△	<ul style="list-style-type: none"> 適切な試験電圧の2倍の表現削除 「5.2.2の適切な試験電圧」の表現が「表31,32,33の最も高い適切な試験電圧」との表現に変更 試験電圧の最低値 強化絶縁の場合、8.4 kV(peak)が追加 基礎絶縁又は付加絶縁の場合、4.2 kV (peak)が追加

附属書K - 安全インタロック

【凡例】
= 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
- 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
K	Safety interlocks	安全インタロック	2.8	安全インタロック	-	
K.1	General	一般事項			-	
K.1.1	General requirements	一般要求事項	2.8.1	一般原則	△	エネルギー源クラスの新設による表現の変更、及び、高温部及び可動部に対する保護については、安全インタロック以外にも指示セーフガードを認める条文が追加された。
			2.8.2	保護要求		
K.1.2	Compliance and test method	適合性及び試験方法	2.8.2	保護要求	△	用いるテストフィンガが変わった
K.2.	Components of the safety interlock safeguard mechanism	安全インタロックセーフガードメカニズムのコンポーネント	2.8.7	スイッチ及びリレー	△	安全インタロック機構から成るコンポーネントは、セーフガードの要求事項、及び、附属書Gの要求を満足しなければならない。
K.3	Inadvertent change of operating mode	動作モードの不慮な変更	2.8.3	不慮の再発生	△	テストフィンガの違い、及び、テストフィンガがインタロックに触れないこと。
K.4	Interlock safeguard override	インタロックセーフガードの解除	2.8.6	解除	△	安全インタロックのバイパスが認められない。
K.5	Fail-safe	安全装備	2.8.4	故障時の安全動作	-	
K.5.1	Requirement	要求事項	2.8.4	故障時の安全動作	△	危険度のクラス分け
K.5.2	Compliance and test method	適合性及び試験方法	2.8.4	故障時の安全動作	△	K.5の判定、試験方法
K.6	Mechanically operated safety interlocks	機械的に動作する安全インタロック			-	
K.6.1	Endurance requirement	耐久性要求事項	2.8.5	可動部分	△	2.8.5項を分割。要求事項は同じ
K.6.2	Compliance and test method	適合性及び試験方法	2.8.5	可動部分	△	後段に新規要求事項の追加
K.7	Interlock circuit isolation	インタロック回路の隔離			-	
K.7.1	Separation distances for contact gaps and interlock circuit elements	接点間ギャップとインタロック回路部品の分離距離	2.8.7.1	接点間隔	△	接点間ギャップの規制に加えて回路自体の分離距離について言及された。
K.7.2	Overload test	過負荷試験	2.8.7.2	過負荷試験	=	
K.7.3	Endurance test	耐久試験	2.8.7.3	耐久試験	=	
K.7.4	Electric strength test	耐電圧試験	2.8.7.4	耐電圧試験	=	

附属書L — 遮断デバイス

【凡例】
= 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
— 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
L	Disconnect devices	遮断デバイス	3.4	主電源からの遮断	=	
L.1	General requirements	一般要求事項	3.4.1	一般要求	=	
L.1.1	General	一般事項	3.4.1 3.4.2 3.4.7	一般要求事項 遮断デバイス 極数-三相機器	△	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイレクトプラグイン機器の主電源プラグが削除 ・直流主電源接続に関して「危険電圧でない」との表現が「ES3でない」との表現に変更、かつ遮断デバイスの接点距離要求として最小空間距離が基礎絶縁以上の要求追加 ・「サービス従事者」という表現が「教育を受けた人」および「熟練者」という表現に変更
L.1.2	Permanently connected equipment	恒久接続形機器	3.4.3	恒久接続形機器	=	
L.1.3	Parts that remain energised	残留エネルギーのある部分	3.4.4	充電部が残存する部分	△	<ul style="list-style-type: none"> ・「サービス従事者」という表現が「熟練者」という表現に変更
L.1.4	Single phase equipment	単相機器	3.4.6	極数-単相及び直流機器	△	<ul style="list-style-type: none"> ・直流機器の規定削除
L.1.5	Three-phase equipment	三相機器	3.4.7	極数-三相機器	=	
L.1.6	Switches as disconnect devices	遮断デバイスとしてのスイッチ	3.4.8	遮断デバイスとしてのスイッチ	=	
L.1.7	Plugs as disconnect devices	遮断デバイスとしてのプラグ	3.4.9	遮断デバイスとしてのプラグ	=	<ul style="list-style-type: none"> ・一般人によって設置されることを意図したプラグ接続機器に対する設置指示書の要求追加
L.1.8	Multiple power sources	複数の電源	3.4.10 3.4.11	相互接続機器 複数の電源	△	<ul style="list-style-type: none"> ・熟練者の偶発的防止のためにUPSを遮断することの規定が追加 ・内蔵UPSの出力を遮断する手段を設けることの要求追加
L.2	Compliance	適合性	3.4.11	複数の電源	=	

附属書M — 電池及び燃料電池

【凡例】
 = 技術的内容は同等
 △ 技術上の差異あり
 ○ 新規追加された要求事項
 — 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
M	Batteries and fuel cells	電池及び燃料電池	4.3.8	電池	—	
M.1	General requirements	一般要求事項			—	
M.2	Safety of battery cells and batteries	電池セル及び電池の安全性			—	
M.2.1	Requirements	要求事項	4.3.8	電池	△	関連するIEC規格を追加
M.2.2	Compliance and test method	適合性及び試験方法	4.3.8	電池	△	通常動作状態、異常動作状態及び単一故障状態において附属書Bに従った試験を明確化
M.3	Protection in battery circuits	電池回路内の保護			—	
M.3.1	Requirements	要求事項	4.3.8	電池	△	以下の内容を除き同一。 ・使用者交換可能形電池に対し、その機器を明確化。(手持形機器、ダイレクトプラグイン機器及び可搬形機器の中の電池) ・本項に適合する要件の一つとして、リチウム電池(リチウムイオン電池含め)への基礎セーフガード及び付加セーフガードを追加
M.3.2	Test method	試験方法	4.3.8	電池	△	以下を明確化。 ・2個以上のセルが電池パックにあるときは、パック内の全てのセルはユニットとして試験すること。
M.3.3	Compliance	適合性	4.3.8	電池	=	
M.4	Endurance of a battery and its enclosure	電池及びそのエンクロージャの耐久性			—	
M.4.1	Requirements	要求事項	1.7.13 4.3.8	交換可能な電池 電池	△	以下を除き同一。 ・電池及びそのエンクロージャの機械的応力に対する耐久性を追加で規定 ・一般人又は教育を受けた人が電池にアクセス可能な場合の指示セーフガードとして、「電池の近傍に表示を行い、かつ、指示書に記載」を要求。(60950-1では「電池の近傍に表示又は指示書に記載」)
M.4.2	Compliance and test method	適合性及び試験方法			○	機器及び電池が一般人又は教育を受けた人により取り扱われたり運搬される場合、機器内に実装される電池のエンクロージャ試験を追加
M.5	Risk of burn due to short circuit during carrying	持ち運び中の短絡回路による熱傷の危険			—	
M.5.1	Requirements	要求事項			○	露出した裸の導電端子を持つ電池を持ち運ぶ最中の金属物による短絡回路による熱傷から保護を新規に規定
M.5.2	Compliance and test method	適合性及び試験方法			○	電池が裸の導電端子の状態を持ち運びされるように設計されている場合、電池の試験を規定
M.6	Prevention of short circuits and protection from other effects of electric current	短絡の防止及び電流のその他の影響からの保護			—	
M.6.1	Short circuits	短絡			—	
M.6.1.1	General requirements	一般要求事項			○	電池の端子間外部短絡、内部短絡の防止を規定
M.6.1.2	Test method to simulate an internal fault	内部故障を模擬する試験方法			○	電池セル内ショート状態の模擬の試験方法
M.6.1.3	Compliance	適合性			○	
M.6.2	Leakage currents	漏洩電流			○	電池回路内の漏洩電流を規定
M.7	Risk of explosion from lead acid and NiCd batteries	鉛蓄電池及びニカド電池からの爆発の危険			○	
M.7.1	Ventilation preventing explosive gas concentration	爆発性ガスの濃縮を防止する換気			○	電池の化学反応によって生成される爆発性気体の濃縮を防止

附属書M — 電池及び燃料電池

【凡例】
= 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
— 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
M.7.2	Compliance and test method	適合性及び試験方法			○	
M.8	Protection against internal ignition from external spark sources of lead acid batteries	外部のスパーク源による鉛蓄電池の内部引火からの保護			○	電池の化学反応によって生成される酸素の濃縮を防止
M.8.1	General	一般事項			○	
M.8.2	Test method	試験方法			○	
M.8.2.1	General	一般事項			○	
M.8.2.2	Estimation of hypothetical volume Vz	仮想体積Vzの見積もり			○	
M.8.2.3	Correction factors	補正係数			○	
M.8.2.4	Calculation of distance d	距離dの計算			○	
M.9	Preventing electrolyte spillage	電解液の漏れの防止	4.3.8	電池	=	電解液が流出する可能性ある場合のトレイの要求
M.9.1	Protection from electrolyte spillage	電解液の漏れからの保護	4.3.8	電池	=	
M.9.2	Tray for preventing electrolyte spillage	電解液の漏れ防止のためのトレイ	4.3.8	電池	=	
M.10	Instructions to prevent reasonably foreseeable misuse	合理的に予見可能な誤使用を防止するための説明書			○	電池の誤使用防止のための指示を集約

附属書N — 電気化学電位

【凡例】
= 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
— 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
N	Electrochemical potentials	電気化学電位	J	電気化学電位	—	
Table N.1	Electrochemical potentials(V)	電気化学電位(V)	表 J.1	電気化学電位(V)	=	

附属書O — 空間距離及び沿面距離の測定

【凡例】
 = 技術的内容は同等
 △ 技術上の差異あり
 ○ 新規追加された要求事項
 - 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
O	Measurement of creepage distances and clearances	空間距離及び沿面距離の測定	F	空間距離及び沿面距離の測定	=	
Figure O.1	Narrow groove	狭い溝	図 F.1	狭い溝	=	
Figure O.2	Wide groove	広い溝	図 F.2	広い溝	=	
Figure O.3	V-shaped groove	V字溝	図 F.3	V字溝	=	
Figure O.4	Intervening unconnected conductive part	非接続導電部の介在	図 F.13	非接続導電部の介在	=	
Figure O.5	Rib	突出部	図 F.4	突出部	=	
Figure O.6	Uncemented joint with narrow groove	狭い溝と非接触接合部	図 F.5	狭い溝と非接触接合部	=	
Figure O.7	Uncemented joint with wide groove	広い溝と非接触接合部	図 F.6	広い溝と非接触接合部	=	図中xmmがイコールを含む(950)
Figure O.8	Uncemented joint with narrow and wide grooves	狭い溝及び広い溝と非接触接合部	図 F.7	狭い溝及び広い溝と非接触接合部	=	
Figure O.9	Narrow recess	狭いくぼみ	図 F.8	狭いくぼみ	=	
Figure O.10	Wide recess	広いくぼみ	図 F.9	広いくぼみ	=	
Figure O.11	Coating around terminals	端子まわりのコーティング	図 F.10	端子まわりのコーティング	=	
Figure O.12	Coating over printed wiring	プリント配線のコーティング	図 F.11	プリント配線のコーティング	=	
Figure O.13	Example of measurements in an enclosure of insulating material	絶縁材料のエンクロージャ内における測定例	図 F.12	エンクロージャ内における開口部を通ず測定	=	
Figure O.14	Cemented joints in multi-layer printed boards	多層プリント配線板内の接着された接合部	図 F.16	多層プリント基板内の充填された接合部	=	
Figure O.15	Device filled with insulating compound	絶縁コンパウンドで満たされた部品	図 F.17	絶縁コンパウンドで満たされた部品	=	
Figure O.16	Partitioned bobbin	分割されたボビン	図 F.18	分割されたボビン	=	
Figure O.17	Materials with different CTI values	異なったCTI値の材料			○	それぞれのCTIから求められる沿面距離の測り方
Figure O.18	Materials with different CTI values having an air gap of less than X mm	X mm未満の空げきがある異なったCTI値の材料			○	それぞれのCTIから求められる沿面距離の測り方 エアギャップはCTIの低い方に合算
Figure O.19	Materials with different CTI values having an air groove of less than X mm	X mm未満の空気溝をもっている異なったCTI値がある材料			○	それぞれのCTIから求められる沿面距離の測り方 Cが要求される沿面距離未満の場合
Figure O.20	Materials with different CTI values having an air groove not smaller than X	X mm以上の空気溝をもっている異なったCTI値がある材料			○	それぞれのCTIから求められる沿面距離の測り方 Cが要求される沿面距離以上の場合

附属書P — 異物, 異質な液体の侵入, 及び内部液体の漏洩に対するセーフガード

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
－ 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
P	Safeguards against entry of foreign objects, foreign liquids, and spillage of internal liquids	異物, 異質な液体の侵入, 及び内部液体の漏洩に対するセーフガード	4.6	エンクロージャの開口	－	
P.1	General	一般事項	4.6	エンクロージャの開口	○	開口におけるセーフガードとしての記述になった
P.2	Safeguards against entry of solid foreign objects	固体異物の侵入に対するセーフガード			－	
P.2.1	Top and side openings	上面及び側面開口	4.6.1 4.6.4	上面及び側面開口 可搬形機器の開口	△	より詳細な要求内容が記述されている エネルギー蓄積デバイス(例えばバッテリー)を備えている可搬形機器以外は全て適用される。 【62368追加事項】 付加エンクロージャとしての開口部の追加事項 ・ルバーを備えていない側面開口で、開口部でのエンクロージャの厚みが、開口の垂直方向の寸法以上である。 ・内部バリア 開口部が規定よりも大きい場合 ※60950では、可搬形機器の開口のみにあった要求 図P.3のEの領域内でES3又はPS3のすべての剥き出しの導電部分は、半径13mm内のあらゆる他の剥き出しの導電部分に対して、直接に直線的に、故障を模擬するために短絡しなければならない。短絡は、直径1mmで13mmまでの任意の長さのまっすぐな金属を用い、力を加えないで模擬する。試験の間、B.4.8の単一故障状態を満たさなければならない。
P.2.2	Transportable equipment	可搬形機器			－	
P.2.2.1	Openings in transportable equipment provided with energy storage devices, such as batteries	電池のようなエネルギー蓄積デバイスを持つ可搬形機器の開口	4.6.4～ 4.6.4.1	可搬形機器の開口～構造設計手法	△	エネルギー蓄積デバイスを持つ可搬形機器への要求としてまとめられたが要求事項は60950(4.6.4.1)とほぼ同等
P.2.2.2	Transportable equipment without batteries and having accessible floating conductive parts	電池を使用せず、浮いている可触導電部分を持つ可搬形機器	4.6.4	可搬形機器の開口	△	可搬形機器の一分類として要求がまとめられた項目名の条件の機器についての要求は60950では見当たらない(電池を言及する視点は新規)
P.2.2.3	Openings in transportable equipment in relation to metallized plastic parts of a barrier or enclosure	バリア又はエンクロージャのメタライズされたプラスチック部分に関する可搬形機器の開口	4.6.4.3	メタライズされた部分の使用	△	可搬形機器の一分類として要求がまとめられたが要求事項は60950(4.6.4.3)とほぼ同等(15VA や2.5 LPSの条件は削除されている)
P.3	Safeguards against spillage of internal liquids	内部液体の漏洩に対するセーフガード			－	
P.3.1	General	一般事項	4.3.10 4.3.11 4.3.12	じんあい, 粉末, 液体及び気体 液体又は気体の容器 可燃性液体	△	機器内部からの液体の漏れに対するセーフガードの要求としてまとめられている
P.3.2	Determination of spillage consequences	漏洩結果の決定	4.3.10 4.3.11 4.3.13	じんあい, 粉末, 液体及び気体 液体又は気体の容器 可燃性液体	△	機器内部からの液体の漏れに対するセーフガードの要求としてまとめられている

附属書Q — 建造物配線との相互接続

【凡例】
= 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
— 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
Q	Interconnection with building wiring	建造物配線との相互接続			—	
Q.1	Limited power source	有限電源	2.5	有限電源	△	IC電流制限器の規定が追加
Q.2	Compliance and test method	適合性及び試験方法	2.5	有限電源	=	
Q.3	Test for external circuits – paired conductor cable	外部回路に対する試験—対の導体ケーブル	6.3	電気通信配線システムの過熱保護	=	60950は電気通信に限定していたが62368は外部回路とし限定されなくなった

附属書R - リミテッドショートサーキット(制限短絡回路)試験

【凡例】
 = 技術的内容は同等
 △ 技術上の差異あり
 ○ 新規追加された要求事項
 - 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
R	Limited short-circuit test	リミテッドショートサーキット(制限短絡回路)試験			○	
R.1	General	一般事項			○	保護ボンディング導体が過電流保護デバイスにより許容される故障電流に対して適切であることを立証するための試験(対象構造の例:アース経路が基板パターンのみ の保護ボンディング導体)
R.2	Determination of the overcurrent protective device and circuit	過電流保護デバイスと回路の決定			○	同上
R.3	Test method	試験方法			○	同上
R.4	Compliance	適合性			○	同上

附属書S — 耐熱性試験及び耐火性試験

【凡例】
 = 技術的内容は同等
 △ 技術上の差異あり
 ○ 新規追加された要求事項
 - 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
S	Tests for resistance to heat and fire	耐熱性試験及び耐火性試験	A	耐熱性試験及び耐火性試験	△	60950では機器重量や機器種類で要求が分かれるが、62368では定常状態の電力で要求が分かれる。
S.1	Flammability test for fire enclosure and fire barrier materials of equipment where the steady-state power does not exceed 4 000 W	定常状態の電力が4000Wを超えない機器の防火用エンクロージャ及び防火バリアの材料に対する燃焼性試験	A.2.7	代替試験	△	代替試験として同じ規格を参照しているが、厳しさ(時間、角度)、適合基準が異なる。
Clause 6	Test specimen	試験試料	A.2.1	サンプル	=	
Clause 7	Severities	厳しさ	A.2.5	試験手順	△	時間が異なる
Clause 8	Conditioning of test specimen	試験試料の前処理	A.2.2	サンプルの前処理	△	62368ではプリント基板の場合についての前処理が追加されている。
Subclause 9.2	Application of needle flame	ニードルフレームの適用	A.2.5	試験手順	△	試験用炎の適用部位は同じだが、適用角度が異なる。
Clause 11	Evaluation of test results	試験結果の評価	A.2.6	判定基準	△	自己持続炎の時間が異なる 62368ではティッシュの焼損不可の規定が追加されている。
S.2	Flammability test for fire enclosure and fire barrier integrity	防火用エンクロージャと防火バリアの完全性のための燃焼性試験	A.2.7	代替試験	△	代替試験として同じ規格を参照しているが、厳しさ(時間、角度)、適合基準が異なる。
Clause 6	Test specimen	試験試料	A.2.1	サンプル	=	
Clause 7	Severities	厳しさ	A.2.5	試験手順	△	時間が異なる
Clause 8	Conditioning of test specimen	試験試料の前処理	A.2.2	サンプルの前処理	△	62368ではプリント基板の場合についての前処理が追加されている。
Subclause 9.2	Application of needle flame	ニードルフレームの適用	A.2.5	試験手順	△	試験用炎の適用部位は同じだが、適用角度が異なる。
Clause 11	Evaluation of test results	試験結果の評価	A.2.6	判定基準	△	評価基準が異なる
S.3	Flammability tests for the bottom of a fire enclosure	防火用エンクロージャの底面の燃焼性試験	A.3	点火油試験	-	
S.3.1	Mounting of samples	サンプルの取付け	A.3.1	サンプルの取り付け	=	
S.3.2	Compliance and test method	適合性及び試験方法	A.3.2-3	試験手順 判定基準	=	
S.4	Flammability classification of materials	材料の燃焼性区分	1.2.12	燃焼性	△	参照する燃焼性区分やその規格名は同じだが、IEC60065の考え方である少なくとも6mmの厚みがある木材や木材をベースとした材料はV-1要求を満足するとみなされるという記載が追加された。
S.5	Flammability test for fire enclosure materials of equipment with a steadystate	定常状態の電力が4000Wを超える機器の防火用エンクロージャの材料に対する燃焼性試験			○	
Clause 7	Specimen, end product testing	試験試料、完成品試験	A.2.1	サンプル	=	
Subclause 8.1	Conditioning	前処理	A.2.2	サンプルの前処理	=	
Subclause 8.3	Procedure - plates	手順-平板	A.2.5	試験手順	△	時間と回数が異なる。
Subclause 8.4	Classification	区分	A.2.6	判定基準	△	回数が異なる。

附属書T — 機械的強度試験

【凡例】
＝ 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
— 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
T	Mechanical strength tests	機械的強度試験	4.2	機械的強度	—	
T.1	General	一般事項	4.2.1	一般要求事項	△	附属書TはIEC 62368-1の各項目から呼び出される試験の種類を記載。(適否判定は附属書Tでは記載されておらず、各項目に記載されている)
T.2	Steady force test, 10 N	10 N の外力試験	4.2.2	10 N の外力試験	=	
T.3	Steady force test, 30 N	30 N の外力試験	4.2.3	30 N の外力試験	△	IEC62368-1では附属書Vで示されたテストプローブを使用する。IEC60950-1で規定している5秒間の加重は削除されている。
T.4	Steady force test, 100 N	100 N の外力試験	4.2.4	250 N の外力試験	△	可搬形機器、手持形機器、ダイレクトプラグイン機器に対して、試験加重を緩和した。(IEC 60950-1では4.2.4の250Nが要求されていた)
T.5	Steady force test, 250 N	250 N の外力試験	4.2.4	250 N の外力試験	=	
T.6	Enclosure impact test	衝撃試験	4.2.5	衝撃試験	△	試験対象が、「危険な部分」からクラス3エネルギー源に明確化
T.7	Drop test	落下試験	4.2.6	落下試験	△	試験に使う床の堅木の幅の範囲が広がった。
T.8	Stress relief test	応力緩和試験	4.2.7	応力緩和試験	=	
T.9	Glass breakage	ガラス破損			○	(IEC 60065 19.5に類似)
T.9.1	General	一般事項			○	一般人又は教育を受けた人がアクセス可能なガラスに対する安全性の要求を規定 (IEC 60065 19.5に類似)
T.9.2	Impact test and compliance	衝撃試験及び適合性			○	衝撃試験と適合性を規定
T.9.3	Fragmentation test and compliance	破砕試験及び適合性			○	破砕試験及び適合性を規定 (IEC 60065 19.5.1に同じ)
T.10	Test for telescoping or rod antennas	伸縮アンテナ又はロッドアンテナの試験			○	伸縮アンテナ又はロッドアンテナの試験を規定 (IEC 60065 12.6.1に同じ)

附属書U — CRTの機械的強度及び爆縮に対する保護

【凡例】
 = 技術的内容は同等
 △ 技術上の差異あり
 ○ 新規追加された要求事項
 - 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
U	Mechanical strength of CRTs and protection against the effects of implosion	CRTの機械的強度及び爆縮に対する保護	4.2.8	Cathode ray tubes ブラウン管	-	
U.1	General	一般事項	4.2.8	Cathode ray tubes ブラウン管	△	IEC 60950-1ではIEC 60065 18項を引用している。IEC 62368-1においては、その要求事項を記載。フィルムで保護されているCRTの場合における警告文の要求が追加されている
U.2	Compliance and test method for non-intrinsically protected CRTs	非防爆形のCRTに対する試験方法と適合性			○	非防爆形のCRTに対する試験方法と適合性を規定 (IEC 60065 18項に同じ)
U.3	Protective screen	保護スクリーン			○	保護スクリーンの機械的強度と取り付けについて規定

附属書V - アクセス可能部分の決定

【凡例】
= 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
- 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
V	Determination of accessible parts	アクセス可能部分の決定			-	
V.1	Accessible parts of equipment	機器のアクセス可能部分			-	
V.1.1	General	一般事項	4.2.1	概要	△	アクセス可能な部分の明確化
V.1.2	Test method 1 - Surfaces and openings tested with jointed test probes	試験方法1-関節のあるテストプローブによる表面及び開口部の試験	4.2.1	概要	△	プローブの使い分け
V.1.3	Test method 2 - Openings tested with straight unjointed test probes	試験方法2-直線状の関節のないテストプローブによる開口部の試験	4.2.3	30Nの外力試験	△	力を加える時間の制限無し。
Figure V.1	Jointed test probe for equipment likely to be accessible to children	子供がアクセスする可能性がある機器に対する関節のあるテストプローブ			○	子供の指を模した多関節プローブが新たに追加された。
Figure V.2	Jointed test probe for equipment not likely to be accessible to children	子供がアクセスする可能性がない機器に対する関節のあるテストプローブ	図 2A	テストフィンガー	△	大人の指を模した多関節プローブとして、適用を明確化
V.1.4	Test method 3 - Plugs, jacks,	試験方法3-プラグ, ジャック, コネクタ			○	ブラントプローブの適用用途の説明
Figure V.3	Blunt probe	ブラントプローブ	図 2C	試験プローブ	=	呼称変更
V.1.5	Test method 4 - Slot openings	試験方法4-細い隙間の開口	EE.5	危険な可動部分に対する保護	△	加える力が変更された。
Figure V.4	Wedge probe	ウェッジプローブ	図 EE.1	くさび型プローブ	=	
V.1.6	Test method 5 - Terminals intended to be used by an ordinary person	試験方法5-一般人によって使用されることを意図する端末			○	
Figure V.5	Terminal probe	ターミナルプローブ			○	60065の試験に類似
V.2	Accessible part criterion	アクセス可能部分の基準			○	アクセス可能な箇所の明確化

附属書W — この規格で導入された用語の比較

【凡例】
= 技術的内容は同等
△ 技術上の差異あり
○ 新規追加された要求事項
— 項目名のみで要求事項がない

IEC 62368-1 第1版 (Corrigendum1を含む)			IEC 60950-1 第2版 (Amendment1を含む)		相違	注記
項番	項目名(英語)	項目名(日本語)	項番	項目名		
W	Comparison of terms introduced in this standard	この規格で導入された用語の比較			○	IEC 62368-1と他の関連規格で用いる用語の比較を追加